

韓国（K O R E A）

面積：99,720 km² 人口：4,875万人 （2011年）

I スポーツ政策の基本制度

1. 歴史的背景、今後の動向および現状

（1）スポーツ政策の歴史的背景および今後の動向

大韓民国（以下、韓国）の体育・スポーツ政策と制度は、政府樹立(1948)後、教育政策を担当する行政機構を中心にはじまった。韓国の政治体制は、歴史的に第1共和国から第6共和国に分けられるが、第3共和国(1963-1972)以前には、大韓体育会を中心に競技力向上、オリンピック大会参加による国威宣揚、海外とのスポーツ交流などが民間主導で実施された。「体力は国力」というスローガンのもと、国民の体力向上と体育振興が国民統合と国家発展につながると認識され、エリート体育の育成に総力が注がれた。また、体育・スポーツの振興の基盤を構築するために「国民体育振興法」が1962年に制定され、この法律に基づいて、学校体育、職場体育、選手育成などがはじめられた。

1980年代までは、政府は学校体育とエリート体育に重点を置いており、体育・スポーツ政策における生活体育(健康と体力増進のために行う日常的なスポーツ活動)とエリート体育の均衡ある発展は考えにくい時期であった。第3共和国が体育・スポーツ政策の基礎を固めた時期であったとすれば、第5共和国(1981-1988)は、スポーツ共和国と呼ばれるほど、どの歴代政権よりも体育・スポーツ分野に多くの関心を注いだ。特に政府組織内に「体育部」を新設することによって国民体育振興を本格的に推進し、体育・スポーツを通じて国民和合、福祉増進および国威宣揚を図ろうとした。このような背景の中で、1986年のソウルアジア大会と1988年のソウルオリンピックに向けた準備を進めることとなった。ソウルオリンピックの成功を足掛かりとして、第6共和国の政府(1988-1993)は、「国民生活体育振興総合計画(ホドリ計画)」を策定し、1991年に生活体育を専門に担当する国民生活体育会を設立し、国民の生活体育の振興のための制度的な基盤を構築した。文民政府(1993-1998)は、特に生活体育とエリート体育の均衡ある振興を図る政策を実施するために、「第1次国民体育振興5ヶ年計画(1993-1997)」を策定し、体育・スポーツ政策を推進した。国民政府(1998-2003)は、「第2次国民体育振興5ヶ年計画(1998-2002)」を策定し、2002年のサッカーワールドカップ日韓大会を成功させるための基盤施設の拡充と国民の生活体育の機会拡大に重点を置き、体育・スポーツ政策を展開した。参与政府(2003-2008)は、「第3次国民体育振興5ヶ年計画(2003-2008)」を策定し、スポーツ参加率の向上を通じた国民の健康増進と、世界10位以内の競技力の維持を通じた国威宣揚に重点を置き、当該政策を推進しながら多世代・多年齢が参加できるスポーツクラブ事業を推進した。

2008年からの現政権は、「文化ビジョン(2008-2012)」を策定し、スポーツ活動の参加状況の改善、スポーツに親しみやすい教育環境の整備、世界の中での韓国スポーツの位置づけ、エリートスポーツの国際競争力の強化、スポーツ行政システムの先進化、スポーツ産業の競争力の強化などの主要政策課題を提示し、体育・スポーツ振興政策を推進している。

歴史的にみると、韓国のスポーツ政策は、競技力向上に関する施策を中心に展開されてきたが、第6共和制以降は、徐々に生涯スポーツやスポーツ産業に関する施策が導入され、政策の転換を今後どのように図るかが政策課題となっている。

（２）国民のスポーツ参加動向

１）スポーツ実施状況

韓国政府が2010年に10歳以上を対象に調査した「国民生活体育参与実態調査」の結果によると、「週に2回以上、1回30分以上の運動・スポーツを実施した者」の割合は41.5%で、2008年の34.2%に比べて7.3ポイント増加した(図表K-1)。

韓国政府は、1988年以降、国民のスポーツ参加率を高めるために、スポーツ参加の環境改善に向けて、体育・スポーツ政策を推進してきた。その結果として、週2～3回以上のスポーツ参加者は、1991年から2006年まで増加傾向を示している。ただし、2000年の実施率は、IMF経済危機の発生により低下したと分析されている。また、2008年には2006年と比べて9.9ポイント減少しているが、この減少の理由としては、世界金融危機に伴う韓国通貨危機による経済危機感の高まり、雇用不安、失業率増加などが影響したと分析されている（体育白書, 2009）。

図表K-1 韓国における運動・スポーツ実施率の推移（10歳以上、1994～2010）（％）

（年）	実施していない	月2～3回	週1回	週2～3回	週4～5回	週6回	毎日	週2回以上
1994	43.3	8.0	11.2	15.8	4.5	－	17.3	37.6
1997	37.8	10.0	13.4	17.3	9.4	－	12.1	38.8
2000	34.1	16.7	15.8	16.7	7.1	－	9.6	33.4
2003	22.5	18.2	19.5	19.9	8.5	－	11.4	39.8
2006	28.6	13.3	13.9	24.0	12.0	－	8.1	44.1
2008	53.2	4.4	8.2	15.9	9.3	2.1	6.9	34.2
2010	45.3	4.4	8.8	21.2	11.8	2.9	5.6	41.5

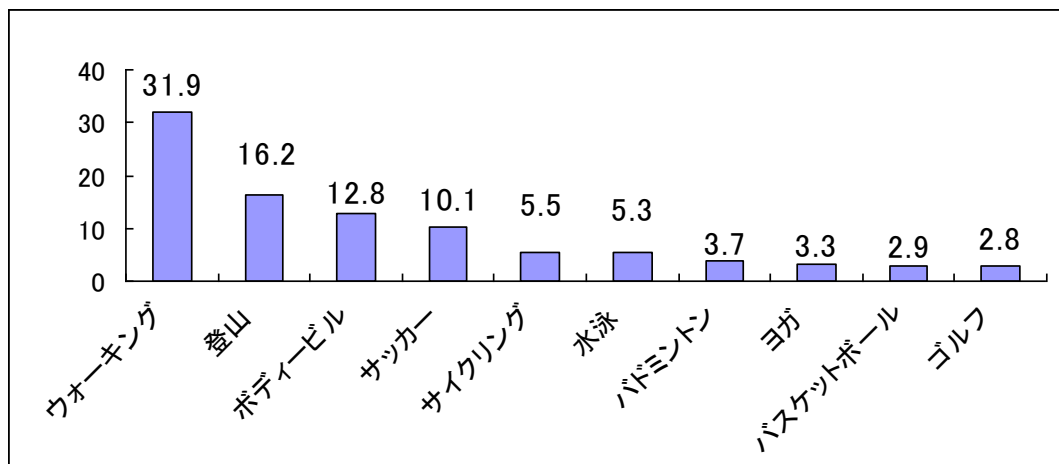
※30分以上の運動・スポーツ実施

出典：文化体育観光部(2010)．国民生活体育参与実態調査より作成

実施されている活動の種類をみると、「ウォーキング」が31.9%と最も高く、次いで「登山」16.2%、「ボディービル※」12.8%、「サッカー」10.1%、「サイクリング」5.5%、「水泳」5.3%となっている(図表K-2)。

※ボディービルとは、ウエイトトレーニング等を行って体形を維持・改変することで、競技のためだけでなく美容や健康のためにも行われる。

図表K-2 主に実施しているスポーツ活動とその割合（％）



出典：文化体育観光部(2010)．2009体育白書より作成

2) スポーツクラブ加入状況

政府と民間団体である「国民生活体育会」は、全国種目別の連合会の育成・支援、地域のスポーツ愛好者の行事の開催・サポートなど、「生活体育同好人クラブ(地域のスポーツクラブ)」を育成するために多様な事業を推進している。各地域の種目別リーグには、クラブ専属のリーダーが配置され、持続的にクラブリーグを運営管理している。種目別のクラブリーグ制の事業を通じてクラブの活性化に向けて地域および職場間の交流活動を定例化させ、持続的な交流促進を通じてクラブ参加者の増加をはかっている。

生活体育同好人クラブ(地域スポーツクラブ)の数、その種目数および会員数は、図表K-3のとおりである。2010年1月現在、全国の生活体育同好人クラブ(地域スポーツクラブ)の数は9万7,815クラブ、種目数は117種目、会員数は308万5,879人である。これらのクラブは、自治体(市・郡・区)単位的生活体育会と種目別連合会に属し、会員数は1クラブ平均 31.5人となっている。韓国の地域スポーツクラブの数、種目数および会員数は、2002年から持続的な増加をみせている。

図表K-3 生活体育同好人クラブ(地域スポーツクラブ)の数・種目数および会員数の動向

年	クラブ数	種目数	会員数
2002	52,020	84	1,776,604
2003	64,665	109	2,176,221
2004	73,802	109	2,449,948
2005	77,452	109	2,556,737
2006	82,781	109	2,701,736
2007	92,688	109	2,913,806
2008	95,075	115	2,985,253
2009	97,697	115	3,081,436
2010	97,815	117	3,085,879

出典：文化体育観光部(2010)． 2009体育白書により作成

出典：文化体育観光部より作成

特にスポーツ振興のための財源は、中央政府の国庫予算(一般会計、特別会計)、国民体育振興基金などで構成される。2010年度の文化体育観光部体育局の予算は、8,415億ウォン(約589億500万円)であり、その内訳は、国庫が2,639億ウォン(約184億7,300万円)、基金が5,776億ウォン(約404億3,200万円)である。その中で、体育局の一般会計予算(2010)を項目別にみると、専門体育(競技スポーツ)に予算が偏重していることが指摘できる(図表K-5)。

※1ウォン=0.07円で換算

図表K-5 文化体育観光部体育局一般会計予算(2010) (単位:百万ウォン)

区分	予算項目	予算額
生活体育	生活体育活性化	924
国家代表選手 (専門体育)	国家代表選手養成	28,079
	ナショナルトレーニングセンター施設補強	1,425
	全国体育大会用施設建設	12,900
スポーツ産業	スポーツ産業専門機関指定・運営	300
	スポーツ産業	2,944
国際体育交流	国際スポーツ交流支援	1,604
	スポーツ外交力強化	300
	国際大会参加支援	5,100
	アンチ・ドーピング活動支援	605
障害人体育会	2014 仁川障害者アジア競技	1,000
	障害者育成支援	4,500
合 計		59,681

* 一般会計予算を基にした、体育局の予算項目と配分金額である。

* 基金と特別会計予算は除いた。

出典: <http://www.mcst.go.kr/main.jsp>、文化体育観光部内部資料より作成

※障害者を表す言葉は、韓国語では「障害人」となる。かつては、障害者としていたが、韓国では「者」は「やつ」と読むことから、障害者を卑下しているととらえられることがあり、障害人と漢字表記がなされる。本報告書では、「大韓障害人体育会」などの固有名詞は、韓国での表記をそのまま用いる。

(2) 地方組織

1982年の体育部の発足以前の地方スポーツ行政組織は、各市・道の教育委員会が教育・科学に関する業務とともに体育・スポーツに関する事務を統括していた。しかし、体育部発足後、国務総理の指示(1982年12月28日)事項である「1986年のソウルアジア大会および1988年のソウルオリンピック支援機構の整備強化方案」と内部指針書(1983年1月14日)である「市・道の体育支援専門機構の設置指針」が示されたことを受けて、各市・道の教育委員会にスポーツ行政担当部局が設置されることになった。市・道のスポーツ業務は体育支援係が管理してきたが、スポーツ行政の需要が増加したことに伴って、1989年9月1日から内務部傘下の地方行政部署に生活体育課が移され、スポーツ業務を専門に担当した。しかし、1990年代後半に中央政府組織が縮小されたため、地方自治体のスポーツ行政組織もスポーツ担当と異なる部署との統合が行われ、体育青少年課または文化観光課などの中に再編された。このような組織統合の動きは、2011年現在も同様である。

現在、ソウル特別市と各広域自治体(9団体)および道(9団体)では、おおよそ文化体育観光局、

文化体育局などの局単位の水準でその中に体育振興課、体育青少年課などの課があり、さらにその下部組織として体育振興チーム(係、担当)と体育施設チーム(係、担当)があり、地方のスポーツ振興業務と施設管理運営業務を主に担当している。担当職員数は、平均10～20人である。

2010年度の広域自治体(市・道)のスポーツ行政を担当する公務員の数、合計842人である。この人数は施設管理事業所の人員(554人)を含んだものである。一部の地方自治体では、体育施設の効率的な管理運営のために、体育施設管理事業所が設置されている。

また、総数240の基礎自治体である市・郡・区の場合には、文化体育課、文化観光課、文化広報課、体育青少年課、自治行政課、住民生活支援課などがあり、生活体育チーム、体育施設チーム、住民自治チームなどの非常に多様な形態で組織運営が行われている。2010年現在、スポーツ行政を担当する公務員の数、合計で3,234人である。その内訳は、本庁の所属職員が2,085人であり、施設管理職員が1,149人となっている。

学校体育については、特別市・広域市・道教育庁の生涯教育体育課が担当しており、各地方自治体はスポーツ団体と緊密な相互協力の中で、学校体育、生活体育および専門体育の活性化をはかっている。

地方自治体のスポーツ予算は、文化体育観光部体育局の国庫予算、国民体育振興基金、その他の中央政府および公共機関の交付税・支援金、地方自治体の地方費で構成されている。地方自治体の予算は、「補助金の予算及び管理に関する法律」によって補助される中央政府の予算に影響を受けており、国庫補助率(30～50%)によって地方費が確保されなければならない。このため、国庫補助事業の予算増加は、地方費の増加につながっている。

(3) その他

1) 研究機関

韓国政府の体育・スポーツ関連の研究機関として、韓国体育科学研究院(Korea Institute of Sport Science : KISS)、日本では「韓国スポーツ科学センター」とも呼ぶ)がある。同研究院は、1980年に体育科学研究センターとして設立され、1989年に韓国体育科学研究院となった。同研究院は、ソウルオリンピック記念国民体育振興公団(以下、国民体育振興公団)の下部組織であり、中央政府と地方政府の体育・スポーツ政策に関連する研究を行っている。特にスポーツ科学を通じたエリートスポーツの競技力向上、生涯スポーツの活性化、スポーツ専門の人材の養成、体育・スポーツ政策を中心に研究している。同研究院の組織は、院長を中心に研究調整室(研究企画調整チームとスポーツ情報化チーム)、政策開発研究室、スポーツ科学産業研究室、行政支援室(行政支援チームと研修検定チーム)など、4つの研究室から構成されている。

3. スポーツ関連法

スポーツに関する主要な法律としては、「国民体育振興法」「体育施設の設置及び利用に関する法律」「スポーツ産業振興法」の3つがある（各法律の条文の構成は、図表K-6を参照）

※以降の法律については、原文の用語を用いて紹介する。

（１）国民体育振興法

「国民体育振興法」は、1962年9月17日に制定された。現行の国民体育振興法は、全6章55条から構成されている。同法の主な特色として、次のことが定められている。

- ①体育、専門体育、生活体育、選手、競技団体など12の用語の定義(第2条)
- ②国および地方自治体がスポーツ振興施策を策定してスポーツ活動を保護・育成すること、並びに文化体育観光部長官がスポーツ振興の基本施策を策定し実施すること(第3条、第4条)
- ③行政と体育関係団体との協力(第6条)
- ④地域体育、学校体育および職場体育の振興に関する国および地方自治体の任務(第8～10条)
- ⑤余暇体育(スポーツ)の振興の中に競艇、競馬、競輪等の公営競技を含めていること(第16条)
- ⑥国民体育振興基金のためのオリンピックマーク等の営利目的使用、および国民体育振興基金の使途（施設の拡充、選手および指導者の養成、スポーツ選手の福祉向上、生活補助金、学校運動部の育成など）(第19条～第23条)
- ⑦大韓体育会(第33条)、大韓障害人体育会(第34条)、ソウルオリンピック記念国民体育振興公団(第36条)などスポーツ関連団体の諸規定
- ⑧ドーピング防止活動(第15条)および韓国ドーピング防止委員会の設立(第35条)
- ⑨国および地方自治体が、大韓体育会、大韓障害人体育会、韓国ドーピング防止委員会などのスポーツ団体に必要な経費を補助すること(第18条)
- ⑩文化体育観光部が、その権限の一部を特別市長、広域市長もしくは道知事、特別市、広域市等に委任し、または関連行政機関もしくは団体に委託できること(第46条)

（２）体育施設の設置及び利用に関する法律

「体育施設の設置及び利用に関する法律」は、1989年3月31日に制定された。現行の法律は、全5章40条から構成されている。韓国では、スポーツ施設の設置および利用がスポーツ政策の重要な課題として定められているといえる。同法の主な特色として、次のことが定められている。

- ①体育施設、体育施設業、体育施設業者、会員、一般医療者の5つの用語の定義(第2条)
（体育施設業とは、営利を目的に体育施設を設置および経営する業(日本でいう「民間スポーツ施設」)のこと）
- ②国および地方自治体の義務と委託運営に関する規定
国および地方自治体は、国民のスポーツ活動に必要な施設の適正な設置、運営および体育施設業の健全な育成のために必要な施策を講じ、適切な指導および支援をしなければならない。(第4条)
国または地方自治体は、設置した体育施設の専門的な管理および利用を促進するために、必要な場合には、その体育施設の運営および管理を、個人または団体に委託できる。(第9条)
- ③体育施設の種類は、運動・スポーツ種目および施設の形態に応じて大統領令で規定（第3条）（体育施設の種類は、図表K-7を参照）
- ④専門体育施設、生活体育施設、職場体育施設などの公共体育施設の設置および運営(第2章)
- ⑤補助に関する規定(第35条第2項)
国または地方自治体は、会計年度ごとに予算の範囲で、地方自治体が設置する公共体育施設、体育施設業の保護および育成のために大統領令に定める施設基準に合う各種体育施設の費用の一部を補助することができる。
国または地方自治体は、地域住民に開放・利用される学校および職場の体育施設に対して、その管理・保守に必要な経費を補助することができる。

図表K-6 国民体育振興法、体育施設の設置及び利用に関する法律、スポーツ産業振興法の条文

●国民体育振興法〔第9976号,2010,1,27施行〕				
第1章 総則	13 体育施設の設置等	第4章 体育振興投票券の発行	第5章 体育団体の育成	第6章 補則
1 目的	14 選手等の保護及び育成	24 体育振興投票券の発行事業等	33 大韓体育会	44 報告及び監督等
2 定義	15 ドーピング防止活動	25 体育振興投票券の発行事業の委託等	34 大韓障害人体育会	45 聴聞
3 体育振興施策及び推奨	16 余暇体育の育成	26 類似行為の禁止	35 韓国ドーピング防止委員会の設置	46 権限の委任及び委託
4 基本施策の樹立等	17 体育用具の生産奨励等	27 還付金	36 ソウルオリンピック記念国民体育振興公団	47 罰則
5 地域体育振興協議会	18 地方自治団体及び学校等に対する補助	28 委託運営費	37 役員	48 罰則
6 協力	第3章 国民体育振興基金	29 収益金の使用	38 役員の失格条件	49 罰則
第2章 体育振興のための措置	19 基金の設置等	30 体育振興投票券の購買制限等	39 会計監督等	50 罰則
7 体育の日及び体育週間	20 基金の助成	31 事業計画の承認及び検討等	40 資金借入等	51 没収及び追徴
8 地域体育の振興	21 オリンピック徽章事業	32 体育振興投票券の無効等	41 租税減免等	52 資格停止の併科
9 学校体育の振興	22 基金の使用等		42 類似名称の使用禁止	53 罰則
10 職場体育の振興	23 付加金の徴収		43 監督	54 罰則
11 体育指導者の育成				55 過怠金
12 不正行為者に対する資格取り消し等				
●体育施設の設置及び利用に関する法律〔第9494号,2009,3,18施行〕				
第1章 総則	9 体育施設の委託運営	17 会員募集	26 保険加入	第4章 補則
1 目的	第3章 体育施設業	18 会員の保護	27 体育施設業等の承継	35 補助
2 定義	10 体育施設業の区分及び種類	19 体育施設業の登録	28 他の法律との関係	36 施策樹立に必要な事項等の報告
3 体育施設の種類	11 施設基準等	20 体育施設業の申告	29 休業又は廃業通報等	37 手数料
4 国及び地方自治団体の義務	12 事業計画の承認	21 体育施設の利用秩序	30 是正命令	第5章 罰則
第2章 公共体育施設	13 事業計画の承認の制限	22 体育施設業者の遵守事項	31 事業計画承認の取消し	38 罰則
5 専門体育施設	14 大衆ゴルフ場の併設	23 体育指導者の配置	32 登録取消し等	39 両罰規定
6 生活体育施設	15 大衆ゴルフ場の助成金管理及び使用	24 安全及び衛生基準	33 聴聞	40 過怠金
7 職場体育施設	16 登録体育施設業の施設設置期間	25 農薬使用及び検査	34 体育施設業協会	
8 体育施設の開放及び利用				
●スポーツ産業振興法〔第10002号,2010,5,5施行〕				
1 目的	5 基本計画の樹立等	9 スポーツ産業振興施設の指定等	13 事業者団体の設立	17 聴聞
2 定義	6 競争力強化の措置及び支援等	10 スポーツ産業振興施設の指定の解除	14 スポーツ産業支援センターの指定等	18 権限の委任及び委託
3 他の法律との関係	7 スポーツ産業振興諮問委員会	11 国有財産及び公有財産の貸付及び使用等	15 国際交流及び海外市場への進出支援	19 褒賞
4 国及び地方自治団体の責任	8 スポーツ産業の専門人材の養成	12 資金支援	16 プロスポーツの育成	

出典：法律の条文に基づき作成。

図表K-7 体育施設の種類（施行令第2条関連）

区分	体育施設の種類
運動・スポーツ種目	ゴルフ場、ゴルフ練習場、弓道場、ゲートボール場、バスケットボール場、ビリヤード場、ラケットボール場、ラグビー場、ローラースケート場、バレーボール場、バドミントン場、ペロドローム、ボウリング場、ボブスレー場、スケート場、射撃場、セパタクロー場、水上スキー場、プール、武道学院、武道場、スカッシュ場、スキー場、乗馬場、ソリ場、シルム場、アイスホッケー場、野球場、アーチェリー場、重量挙げ場、エアロビクス場、ヨット場、陸上競技場、自動車レース場、ボート場、体カトレーニング場、体育道場、体操場、サッカー場、カヌー場、卓球場、テニス場、フェンシング場、ホッケー場、ハンドボール場、その他国内的・国際的に行われる種目の施設として、文化体育観光部長官が決めるもの
施設の形態	運動場、体育館、総合体育施設

出典：体育施設の設置及び利用に関する法律施行令〔大統領令第21590号, 2009, 6, 30〕別票1

(3) スポーツ産業振興法

「スポーツ産業振興法」は、2007年4月6日に制定された。現行法は、全19条から構成されている。この法律は、いわゆるスポーツの経済および産業の発展に国が着目し、スポーツ産業を1つの重要な産業として認めていることのあらわれであるといえる。また、基本計画の策定、技術開発および調査、研究事業の支援、専門的な人材の養成、スポーツ産業振興施設の指定などの規定が定められている。同法の主な特色として、次のことが定められている。

①スポーツ、スポーツ産業およびスポーツ産業振興施設の3つの用語の定義(第2条)

②国と地方自治体の権限関係に関する規定

- ・文化体育観光部長官は、この法律に基づく権限の一部を、大統領令の定めにより、特別市長、広域市長および道知事に委任することができる。(第4条)
- ・文化体育観光部長官は、その権限の一部をスポーツ産業の振興を目的として設立された機関、法人または団体に委託することができる。(第8条)

③基本計画に関する規定

- ・文化体育観光部長官は、この法律の目的を達成するために、スポーツ産業振興に関する基本的・総合的な中・長期計画（以下「基本計画」という）並びに分野別および期間別の細部施行計画を策定する。(第5条)
- ・基本計画には、以下の項目を含めなければならない。

- | | | |
|----------------------------|--------------------------|--------------|
| 1. スポーツ産業振興の基本方針 | 2. 助成 | 3. 専門的な人材の養成 |
| 4. スポーツ産業振興施設 | 5. 地域の特性にあったスポーツイベントの活性化 | |
| 6. スポーツ産業関連の国際会議および大会等の誘致 | 7. スポーツ産業の競争力の強化 | |
| 8. スポーツ産業振興に必要な財源の確保 | | |
| 9. スポーツ産業の情報網の構築および電子取引の育成 | | |
| 10. 国家間のスポーツ産業の協力 | 11. プロスポーツの育成 | |

④助成に関する規定

- ・国有財産および公有財産の貸付・使用等に関する条項(第11条)

国および地方自治体は、スポーツ産業振興施設の指定および運営のために必要であると認められる場合には、国有財産および公有財産を随意契約で貸付、使用、受益または売却することができる。ただし、国有財産および公有財産の貸付、使用、売却などの内容または条件に関することは、国有財産法および公有財産・物品管理法の規定に従う。

- ・資金支援に関する条項(第12条)

文化体育観光部長官は、スポーツ産業振興のために必要であると認められる場合には、スポーツ産業振興施設の指定を希望する地方自治体に対して資金を支援できる。

⑤プロスポーツの育成に関する規定(第16条)

国は、スポーツ産業の発展を図り、国民の健全な余暇活動を振興するためにプロスポーツの育成に必要な施策を講ずる。

(4) その他の関係する法律

その他、スポーツに関する法律としては、以下のものがある。

「伝統舞芸振興法」	「テコンドー振興及びテコンドー公園助成等に関する法律」	
「競輪及び競艇法」	「韓国馬事会法」	「水上レジャー安全法」
「青少年基本法」	「青少年保護法」	「障害人福祉法」
「文化芸術振興法」	「文化産業振興基本法」	「産業発展法」
「環境政策基本法」	「租税特例制限法」	「建築法」
「山地管理法」	「河川法」	「租税法」
「政府組織法」	「国土の計画及び利用に関する法律」	
「道路法」	「山林資源の助成及び管理に関する法律」	
「自転車利用活性化に関する法律」	「射撃及び射撃場取締法」	
「2011年大邱(テグ)世界陸上選手権大会、2014年仁川(インチョン)アジア競技大会支援法及び2015年光州(クァンジュ)ユニバーシアード大会国民健康増進法」		

4. スポーツ関連予算、財源、税制

(1) スポーツ関連予算

韓国のスポーツ予算は、「中央政府の国庫予算、地方自治体の地方費、国民体育振興公団で管理運営する国民体育振興基金、大韓体育会および国民生活体育会などの民間スポーツ団体から自主的に調達する自主財源」から構成されている(図表K-8)。スポーツ予算の総額をみると、2003年が1兆6,600億ウォン(約1,162億円)、2004年が1兆7,976億ウォン(約1,258億3,200万円)、2005年が1兆9,762億ウォン(約1,383億3,400万円)、2006年が1兆8,957億ウォン(約1,326億9,900万円)、2007年が2兆5,955億ウォン(約1,816億8,500万円)、2008年が3兆1,303億ウォン(約2,191億2,100万円)、2009年が3兆4,090億ウォン(約2,386億3,000万円)であり、2003年から2009年までのスポーツ財源は、増加傾向にある。また、地方費が最も大きい比重を占めており、次いで国民体育振興基金となっている。また、国の予算である文化体育観光部体育局の予算よりも、国民体育振興基金が上回っていることが指摘できる。

図表K-8 韓国のスポーツ関連予算(2003-2009)

(単位：億ウォン)

年	国 庫	地方費	国民体育振興基金	スポーツ団体	合計
2003	1,426	12,847	1,726	601	16,600
2004	1,093	14,443	1,526	914	17,976
2005	1,137	16,041	1,747	837	19,762
2006	1,489	13,835	2,291	1,342	18,957
2007	1,812	20,510	2,367	1,266	25,955
2008	2,343	24,808	2,578	1,574	31,303
2009	2,135	25,949	3,860	2,146	34,090

* 国庫：文化体育観光部体育局予算

* 地方費：市・道および市・郡・区の一般会計の最終予算

* スポーツ団体：大韓体育会、加盟競技団体(中央)の自主財源による予算。国民生活体育会、市・道、市・郡・区の生活体育会、種目別連合会(中央)の自主財源による予算

出典：文化体育観光部(2009)体育白書p65を一部修正

次に、2009年の体育局のスポーツ予算における配分をみると、生活体育に128億6,300万ウォン(約9億円)、専門体育に1,775億6,300万ウォン(約124億2,900万円)、国際体育に79億7,000万ウォン(約5億3,800万円)、スポーツ産業に82億6,900万ウォン(約5億7,900万円)、障害者スポーツに66億1,000万ウォン(約4億6,300万円)、その他に2億4,400万ウォン(約1,708万円)となっている(図表K-9)。以上のとおり、韓国では、主に5つの施策に予算が配分されており、その中でも、特に専門体育に予算が集中していることが指摘できる。1988年のソウルオリンピックを契機に、エリートスポーツあるいは専門体育に継続的に関心が注がれており、国からの予算配分の側面からも専門体育を重視している傾向が伺える。ただし、国民体育振興基金からは、生活体育に予算が最も多く配分されている。

また、現在の韓国の中央行政、すなわち文化体育観光部体育局の予算は、一般会計と特別会計(国家均衡発展特別会計)から構成されている。国家均衡発展特別会計とは、2004年に国家均衡発展特別法に基づき、地域間の特性に応じた発展および地域間の連携および協力の強化をとおして、地域競争力を高め、生活の質を向上させることにより、地域間の均衡ある発展をはかることを目的として設けられたものであり、地方に割り当てられる予算を特別に確保するために創設された特別会計のことである。そして、2005年からこの特別会計からスポーツ予算を支出することが決定され、地方スポーツ振興予算が特別会計により明確に確保された。

図表K-9 体育局のスポーツ予算配分の内訳(2005-2009) (単位：百万ウォン)

内 訳	2005	2006	2007	2008	2009
生活体育	26,252	25,776	11,337	17,649	12,863
専門体育	77,718	98,342	142,701	193,058	177,563
国際体育交流	7,465	13,899	11,939	12,998	7,670
スポーツ産業	2,010	6,792	6,674	6,262	8,269
障害者スポーツ	—	3,898	8,514	4,110	6,610
その他	239	145	227	263	244
合計	113,684	148,852	181,392	234,340	213,219

出典：文化体育観光部(2009)体育白書p66

(2) 財源

スポーツ財源の1つとして、国民体育振興公団が管理運営する国民体育振興基金がある。この基金の財源は、国民体育振興法第20条に基づいており、以下の収入から成りたっている。スポーツを振興するための多様な財源を法律に基づき確保し、1つの基金に集中させていることがわかる。

- ①政府および政府外の者の出捐金
- ②文化体育観光部長官が承認する広告事業の収入
- ③ゴルフ施設の入場料に対する付加金
- ④基金の運用から生じる収益金
- ⑤宝くじおよび宝くじ基金法により配分される宝くじ収益金
- ⑥競輪、競艇事業および総合有線放送事業に対する収益金
- ⑦体育施設の設置および管理並びにこれらによる不動産取得および賃貸等の運営事業に対する受益金
- ⑧体育振興投票券の発行事業による出捐金
- ⑨その他大統領令に定める収入

このうち、体育振興投票券（スポーツくじ）は、収益金の80%がスポーツ財源として配分される。また、競輪・競艇事業の収益金の40%がスポーツ財源として配分される。

スポーツ振興投票券の種類には、「toto（トト）」と「proto（プロト）」がある。totoの対象競技としては、サッカー、バスケットボール、野球、ゴルフ、シウム、バレーボールなどがある。protoの対象競技としては、サッカー、バスケットボール、野球、バレーボールなどがある。また、体育振興投票券の収益によりスポーツtoto公益基金（TOTO基金）が設けられており、スポーツ財源として配分される総額の78%が国民体育振興助成に、10%が発行対象競技主催団体に、7%が文化体育観光部指定文化・体育事業に、5%が地方公共団体に配分されている。

なお、国民体育振興公団は、1989年4月20日に新設された公団で、現在、本部、スポーツ産業本部、競走事業本部、体育科学研究所（KISS）、（株）韓国体育産業開発の5つの組織がある。同公団は、国民のスポーツ振興、スポーツ科学研究、青少年の健全育成、スポーツ産業の育成などにも支援を行っている。

（３）税制

１）大韓体育会および国民体育振興公団に対する租税特例

国民体育振興法第41条第1項は、政府が大韓体育会および国民体育振興公団に対し租税特例制限法に定めるところにより租税を減免すると定めている。同条第2項は、大韓体育会に寄付または国民体育振興公団に出捐または寄付された財産に対しては、租税特例制限法の定めるところにより所得計算の特例を適用すると定めている。同条第3項は、大韓体育会、障害人体育会、ドーピング防止委員会または国民体育振興公団がその運営および活動のために動産または不動産の取得等をする場合に関係法令により買い取らなければならない各種債権等の買い入れ義務は、国家機関に準じて免除すると定めている。

２）運動競技部に対する法人税の控除

租税特例制限法第104条の22第1号は、内国法人が2013年12月31日まで大統領令に定める種目の運動競技部（エリートスポーツ選手として競技団体に登録されている選手から構成される学校や職場の運動部のこと）を設置する場合、設置する日の事業年度と次年度の開始日から2年以内に終了する事業年度まで、該当運動競技部の運営にかかる費用の中で大統領令に定める費用の100分の10に相当する金額の法人税を控除すると定めている。

３）国際競技大会の誘致のための免税措置

韓国では、2011年大邱世界陸上選手権大会、2014年仁川アジア競技大会、2015年光州ユニバーシアード大会など、いわゆる国際競技大会の誘致に向けての固有目的事業準備基金の損金算入特例（第74条）、付加価値税の免税等（第106条）、関税の軽減（第118条）などの多様な税制面での対策が講じられている。

Ⅱ スポーツ政策の施策事業

1. スポーツ基本計画

韓国のスポーツに関連する最新の基本計画としては、文化ビジョン（2008年～2012年）がある。また、過去に策定されたスポーツに関する計画としては、国民生活体育振興総合計画（1990年～1992年）、第1次国民体育振興5ヵ年計画（1993年～1997年）、第2次国民体育振興5ヵ年計画（1998年～2002年）、第3次国民体育振興5ヵ年計画（2003年～2008年）がある。

（1）文化ビジョン（2008～2012）

2008年に策定された文化ビジョンは、5年計画であり、文化計画の1つとして体育が挙げられている。この計画では、Ⅰ政策の基本方針、Ⅱ新文化ビジョンの推進目標、Ⅲ期待効果、Ⅳ部分別実践計画（1. 文化芸術、2. コンテンツ産業、3. 観光事業、4. 体育）、Ⅴ年度別投資計画に分かれている。体育の部分別実践計画では、①体育活動の参与条件の改善、②体育親和的教育環境、③ともに享受する体育活動、④世界の中の韓国スポーツ、⑤スポーツ産業の競争力強化、⑥エリートスポーツの国際競争力の強化、⑦体育行政システムの先進化の7つの施策が定められている（図表K-10参照）。

図表K-10 文化ビジョン（2008-2012）のスポーツに関する主な政策課題

部分別目標	推進内容
体育活動の参与条件の改善	地域スポーツクラブの定着および活性化、スポーツ選手の活用、国民体力の向上、オーダーメイド型スポーツ補助用具の開発、伝統武技の指定および育成普及強化、体育施設の拡充および活用向上、レジャー体育施設・空間の拡充
体育親和的教育環境・ 教育親和的体育環境	学校基本体育活動の基盤造成、学校体育活性化プログラムおよび人材支援、選手の人権保護体系の構築、学生選手の学業と運動の両立のための環境の造成
ともに享受する体育活動	一般の障害者のスポーツ参加人口の拡大、公共体育施設の障害者利用環境の改善、障害者専門体育の競技力向上と体系的な管理、少数者階層の生活体育への参加拡大およびボランティア活動の展開
世界の中の韓国スポーツ	国際競技大会の成功的な開催によるスポーツ強国のイメージの継続、スポーツ外交人の養成および国際活動の強化、テコンドーの国際化、先進的なドーピング防止システムの確立
スポーツ産業の競争力強化	プロスポーツの自活力確保のためのスポーツマーケティング活動の強化、スポーツ用品の付加価値およびU-スポーツ社会の構築、スポーツ産業専門人材の養成および支援体系の構築、民間体育施設の利用環境の改善
エリートスポーツの国際競争力強化	2012ロンドンオリンピックに備えた国家代表選手の体系的な養成およびトレーニング科学、優秀選手の人材の養成・拡大および育成システムの強化、競技人口の拡大、スポーツ医・科学および情報支援システムの構築、陸上振興の基礎となる推進計画の移行、エリート体育施設拡充に関わるトレーニング環境の改善
体育行政システムの先進化	スポーツ団体の組織および機能の先進化、先進型体育法・制度の整備、部署間協力体系の構築および協力強化

出典：文化体育観光部（2010）. 2009白書により作成

（２）過去の基本計画

１）国民生活体育振興総合計画（1990～1992）

韓国では、1988年のソウルオリンピックの後、国民のスポーツに対する関心が高まり、1990年にいわゆる生涯スポーツの振興計画として、国民生活体育振興総合計画（ホドリ計画）（1990年～1992年の3年計画）を策定した。ホドリ計画は、韓国における最初の生涯スポーツに関する総合的な計画であり、生涯スポーツの基本方向、参加条件の整備、参加率の向上施策などが定められた。また、この計画は、Ⅰ国民生活体育振興総合計画、Ⅱ事業別推進現況、Ⅲ生活体育事業推進計画および予算から構成された。（詳しい計画の構成および内容は図表K-11参照）

図表K-11 国民生活体育振興総合計画（ホドリ計画）の構成（1990～1992）

Ⅰ 国民生活体育振興総合計画 1 韓国の生活体育の実態 2 生活体育振興の基本方向 ①生活体育振興の必要性 ②外国の生活体育振興の背景 ③目標及び推進方向 3 国民生活体育振興の方案 ①生活体育の参与条件の造成 ②生活体育の参与の拡散 ③推進体制の整備	2 既存体育施設の活用度の向上 ①公共体育施設の活用度の増進方案 ②学校体育施設の開放利用の拡大 ③オリンピック施設の開放 3 生活体育のプログラムの開発及び普及 ①国民競技種目の開発及び普及 ②階層別の生活体育プログラムの普及 ③健康生活体操の開発及び普及 4 社会体育指導者の養成制度の改善 ii 生活体育の参与の拡散	④職場体育プログラムの普及 ⑤職場体育広報の強化 ⑥職場体育施設の拡充のための税制支援 ⑦生活体育活動の優秀職場の選定及び褒賞 ⑧職場体育活性化のための研究事業 6 学校体育管理指針 7 全国シルム王の選抜大会の開催 8 国民体力評価大会の開催 9 国民体育振興審議委員会の改編
Ⅱ 事業別推進現況 i 生活体育の参与条件の造成 1 生活体育施設の拡充 ①地方体育施設の現況 ②ソウルオリンピック記念の国民生活館の設立計画 ③小規模の近隣生活体育施設の設置計画 ④国・公立学校内のテニスコートの設置計画 ⑤広域圏別の上水場の設置計画 ⑥レボース公園の造成計画	1 全国民の体育の生活化のための広報計画 2 各種生活体育大会の年中開催 ①全国生活体育大会の開催 ②第1回の全国老人（高齢者）ゲートボール大会の開催 3 体育同好会組織の育成 4 全国スポーツ教室の運営 5 職場体育活性化の計画 ①職場体育管理指針の示達 ②職場体育管理者講習会の開催 ③職場体育大会の定期開催	Ⅲ 生活体育事業推進計画及び予算 1 所与予算 ①総括 ②事業別の所要予算 2 機関別の推進計画 ①事業別の推進機関 ②市・道 ③市・道教育委員会 ④ソウルオリンピック記念国民体育振興公団 ⑤大韓体育会

出典：国民生活体育振興総合計画に基づき作成

２）第1次国民体育振興5ヵ年計画（1993～1997）

1993年に第1次国民体育振興5ヵ年計画が策定された。この計画は、韓国ではじめて策定されたスポーツの振興に関する基本計画である。この計画は、Ⅰ総括、Ⅱ部分別計画、Ⅲ5ヵ年計画の投資規模およびⅣ期待効果から構成された。さらに、部分別計画は、①生活体育の国民的な拡散、②エリート体育の継続的な育成、③国際体育協力の増進、④体育科学の振興、⑤体育行政体系の補強から構成された。すなわち、この計画は、生活体育、エリート体育、国際体育、体育科学および体育行政に分けて、それぞれの施策および事業内容が総合計画的に策定された（詳しい計画の構成および内容は、図表K-12を参照）。

３）第2次国民体育振興5ヵ年計画（1998～2002）

1998年に第2次国民体育振興5ヵ年計画が策定された。この計画は、Ⅰ総括、Ⅱ部分別計画並びにⅢ投資規模および体育指標の変動の展望の3部6章から構成された。さらに、部分別計画では、①生活体育、②専門体育、③国際体育、④サッカーワールドカップ、⑤体育産業、⑥体育科学および体育行政に分けられ、それぞれの施策および事業が策定されている。特にこの計画は、第1次計画を引き継ぎながらも、体育施設業の観光産業化への支援やスポーツ消費者へのサービス改善といったスポーツ産業に関する視点を取り入れている。また、2002年サッカーワールドカップ施策も追加されている（詳しい計画の構成および内容は、図表K-13を参照）。

図表K-12 第1次国民体育振興5ヶ年計画の構成（1993～1997）

I 総括		
1 政策の背景 ①計画樹立の目的 ②計画の対象及び範囲 ③計画樹立の経緯 2 条件の変化及び展望 ①経済・社会与件の展望 ②体育環境の変化 3 展望及び推進戦略 ①5ヵ年政策の目標 ②政策課題 ③推進戦略	③ボランティア指導者の活用及び活動支援 ④学校体育指導者(体育教師)の専門性向上の支援 4 国民体育活動の体系的な育成及び支援 ①国民体力の科学的育成 ②生活体育プログラムの開発及び普及 ③体育同好人の活動の育成支援 5 国民の健全な余暇機会の拡大 ①レクリエーションの普及拡大 ②プロスポーツの育成 ③競馬の健全育成及び競輪・競艇の実行 ④オリンピック施設の国民余暇のための施設化 ii エリート体育の持続的な育成	②ソウル平和賞の制度の改善 2 国際体育交流の事業の効率的な推進 ①国際競技大会の派遣 ②国際競技大会の国内開催 3 体育を通じた民族和合の企図 ①南北体育交流の積極的推進 ②海外同胞の体育行事開催及び支援 iv 体育科学の振興 1 体育科学研究基盤の強化 ①体育科学の研究力量の補強 ②体育科学研究能力の拡大 2 体育科学の実用化 ①競技力向上の支援事業の拡大 ②国民サービスの拡大 v 体育行政体系の補強
II 部分別計画		
i 生活体育の国民的な拡散		
1 国民の体育活動の参与意識の向上 ①生活体育参与の動機誘発 ②国民の体育活動の参与機会の拡大 ③国民の体育に対する関心の提供 2 国民体育活動空間の拡充 ①公共体育施設の拡充 ②学校及び職場体育施設の確保奨励 ③民間体育施設業の育成 ④体育施設の活用度の向上 ⑤体育用具の生産奨励 3 生活体育指導者の育成 ①生活体育指導者の養成及び配置の拡大 ②生活体育指導者の養成管理体系の改善	1 選手の科学的・体系的な養成 ①競技人口の底辺の拡大 ②優秀選手の体系的な養成 2 国内競技大会の運営の改善 ①全国体育大会の運営の改善 ②少年体育大会の運営の改善 3 優秀競技指導者の養成 ①競技指導者の養成及び配置の拡大 ②競技指導者の資質向上 4 体育人福祉向上及び体育団体の自律性の向上 ①体育人の福祉向上 ②体育団体の自律性の向上 iii 国際体育協力の増進 1 世界のスポーツにおける韓国の立場の強化 ①体育外交力量の強化	1 体育行政体系の整備 ①中央行政組織の整備 ②地域体育振興協議会の運営 2 体育関連法令及び制度の整備 ①国民体育振興法令の改正 ②体育施設の設置及び利用に関する法律の改正 ③国民体育振興基金の運営制度の改善
III 5ヵ年計画の投資規模		
1 国民体育振興5ヶ年計画の投資規模 2 国庫予算の確保 3 国民体育振興基金の運用		
IV 期待効果		

出典：第1次国民体育振興5ヵ年計画に基づき作成

図表K-13 第2次国民体育振興5ヶ年計画の構成（1998～2002）

I 総括		
1 計画の背景 ①計画樹立の目的 ②計画の対象及び範囲 ③計画樹立の経緯 2 体育政策環境の変化及び政策方向 ①環境の変化の展望 ②体育政策の需要及び政策方向 3 政策目標及び推進戦略 ①部分別の政策目標 ②推進戦力	③優秀選手の持続的活動条件の助成 ④国家代表選手の競技力向上 2 基本種目の育成 ①陸上種目の育成 ②水泳種目の育成 3 国家代表訓練施設の拡充 ①既存施設の改・補修 ②新施設の拡充 4 国内競技大会の運営の改善 ①全国体育大会 ②全国体育大会の冬系大会 ③全国青少体育大会 ④種目別国内大会の運営の改善 5 競技指導者の育成 ①競技指導者の養成 6 競技団体の自律性向上及び体育人福祉向上 ①競技団体の法人化の推進 ②体育年金制度の運営 7 サッカーワールドカップの準備及び競技力向上 ①青少年(13歳、16歳及び19歳)の運営 ②有望選手の管理システムの運営	①大会運営組織の構築 ②競技施設の確保 ③宿泊・放送・報道施設の確保 ④重要行事の開催 ⑤大会広報の活動 ⑥収益事業の推進 ⑦政府の支援 2 サッカーワールドカップの参与の助成 ①国民の参与の雰囲気助成 v 体育産業
II 部分別計画		
i 生活体育		
1 地域共同体の生活体育空間の拡充 ①地域中心の生活体育の環境の助成 ②生活体育の活動空間の効率的活用 2 生活体育の参与の拡散 ①住民の生活体育の参与機会の拡大 ②同好人クラブの育成及び活動支援 ③職場体育活動の体系的な育成 ④生活体育の分かち合い(ナナム)運動の展開 ⑤生活体育のプログラムの質的向上 3 体育指導者の人材の確保及び活用 ①体育指導者の養成 ②体育指導者の効率的な管理 ③体育指導者の能力の開発 4 国民体力の体系的管理 ①体育科学の国民サービスの本格化 ②国民体力の体系的管理 5 生活体育の広報の効率化 ①生活体育の広報の力量の強化 6 生活体育の推進体系の強化 ①生活体育の中心組織の重点育成	①競技指導者の養成 ②体育年金制度の運営 7 サッカーワールドカップの準備及び競技力向上 ①青少年(13歳、16歳及び19歳)の運営 ②有望選手の管理システムの運営	vi 体育科学・行政 1 体育科学の先進化 ①体育科学研究の質的向上 2 体育情報化の基盤構築及び情報管理 ①体育情報管理体系の構築 ②体育情報の開発 ③体育情報の拡散 3 体育行政体系の再整備及び法令の改善 ①体育行政組織の保安 ②体育行政の人材の専門性の向上 ③体育施設の設置及び利用に関する法令の整備 4 体育関連団体の機能の助成及びプロ体育団体の育成 ①大韓体育会と所属団体間の役割 ②プロ体育関連団体の育成 5 国民体育基金の助成の管理 ①基金の安定的助成 ②基金支援の合理化
ii 専門体育		
1 専門選手の育成 ①選手層の底辺の拡大 ②候補選手の効率的な管理	1 専門選手の育成 ①選手層の底辺の拡大 ②候補選手の効率的な管理	
iii 国際体育		
1 体育外交力量の強化 ①体育外交の基盤の強化 ②国家間の体育協力の強化 ③テコンドー底辺拡大及び地位の強化 2 体育交流を通じた民族和合の追求 ①南北体育交流の積極的な推進 ②海外同胞の体育行事の開催及び支援 3 国際競技大会の効率的な推進 ①国際競技の派遣の活性化 ②国際大会の開催 4 生活体育の国際交流 ①生活体育の国際会議の参加 ②生活体育の民間交流の協力	1 体育外交力量の強化 ①体育外交の基盤の強化 ②国家間の体育協力の強化 ③テコンドー底辺拡大及び地位の強化 2 体育交流を通じた民族和合の追求 ①南北体育交流の積極的な推進 ②海外同胞の体育行事の開催及び支援 3 国際競技大会の効率的な推進 ①国際競技の派遣の活性化 ②国際大会の開催 4 生活体育の国際交流 ①生活体育の国際会議の参加 ②生活体育の民間交流の協力	
iv サッカーワールドカップ		
1 2002年サッカーワールドカップの開催	1 2002年サッカーワールドカップの開催	
v 投資規模及び体育指標の変動の展望		
1 投資規模 2 計画施行後の主要体育指標の変動の展望	1 投資規模 2 計画施行後の主要体育指標の変動の展望	

出典：第2次国民体育振興5ヵ年計画に基づき作成

4) 第3次国民体育振興5ヵ年計画（2003～2008）

2003年には第3次国民体育振興5ヵ年計画が策定された。この計画は、Ⅰ総論、Ⅱ部分別計画および附録の2部6章から構成された。さらに、部分別計画では、①生活体育、②専門体育、③スポーツ産業、④国際体育、⑤体育科学および情報、⑥体育行政および体育財政に分けて、それぞれの施策および事業が策定された。この計画は、第2次国民体育5ヵ年計画と比べると、サッカーワールドカップに関する部分別計画が削除されたこと以外には、大きな構成の変更はない（図表K-14を参照）。

図表K-14 第3次国民体育振興5ヶ年計画の構成（2003～2008）

Ⅰ 総括		iv 国際体育交流
1 樹立目的 ①樹立の背景 ②計画の対象及び範囲 ③計画樹立の推進の経緯 ④体育の価値	②生活体育指導者の効率的管理及び活用 7 生活体育の認識の向上及び推進体制の強化 ①多様な広報活動による生活体育の認識の向上 ②生活体育の推進体系の強化 ii 専門体育 1 優秀選手の発掘及び育成 ①選手層の底辺の拡大 ②青少年国家代表の効率的な管理 ③優秀外国人指導者の招請を通じた国家代表選手の競技力向上 ④冬・夏系種目の均衡発展のための冬系種目の底辺の拡大の支援 ⑤科学的訓練のためのスポーツ科学の支援の強化 ⑥選手選抜及び登録制度の改善 ⑦競技指導者の育成	1 国際競技大会の誘致及び派遣 ①主要国際競技大会の積極的な誘致 ②国際大会の派遣の活性化 2 体育外交力量の強化及び協力の内実化 ①体育外交基盤の強化 ②国家・地域間の体育協力の強化 ③生活体育の国際交流 ④テコンドーを通じた韓国のイメージの宣揚 3 体育を通じた民族和合の基盤の助成 ①南北体育交流の活性化及び制度化 ②国際体育分野からの南北協力の増大 ③海外同胞の体育行事の開催及び支援 4 スポーツ反ドーピング活動の活性化 ①世界反ドーピング等の国際交流の活性化 ②国内スポーツ反ドーピング政策の強化 ③反ドーピングコントロールセンター機能の補強
Ⅱ 部分別計画		v 体育科学及び情報
ii 生活体育 1 地域住民親和型の生活体育空間の持続的な拡充 ①地域単位の住民親和型の生活体育空間の持続の拡充 2 スポーツクラブの体系的な育成 ①スポーツクラブの育成 ②同好人の生活体育大会の開催支援 ③職場同好人の活動育成 3 体育活動の参与拡大のための多様なプログラムの運営 ①年齢別・性別の生活体育教室の運営の拡大 ②高齢・障害人等の疎外階層の生活体育の参与の拡大 ③生活体育のプログラムの開発及び普及 4 科学的な国民体力の管理システムの構築 ①体育科学の国民サービスの本格化 ②国民体育の体系的な管理 5 レジャースポーツの発展案の準備 ①レジャースポーツの育成 6 生活体育指導者の養成及び活用 ①生活体育指導者の養成制度の改善	2 専門体育施設の拡充 ①地域別の専門体育施設の拡充 ②国家代表訓練施設の拡充 3 国内競技大会の活性化 ①全国体育大会の開催支援及び運営の改善 ②全国青少年体育大会の開催支援及び運営の改善 ③種目別の国内大会の運営の改善 4 専門体育団体の自律成長の支援 ①大韓体育会の支援 ②種目別競技団体の育成・支援 iii スポーツ産業 1 スポーツ産業体の競争力強化の支援 ①スポーツ用品業の体系的な支援の育成 ②スポーツ施設業の規制改善を通じた自律成長の支援 ③スポーツサービス業の重点育成 2 スポーツ産業の育成基盤の構築 ①スポーツ産業の情報開発及び調査研究の支援 ②スポーツ産業の専門人材の育成 ③スポーツ産業の育成のための法制度の整備	vi 体育行・財政 1 体育政策の推進体制の体系化 ①自律・参与・分権・協力の体育行政体系の構築 ②体育関連法の整備及び体育人材の専門性の向上 ③体育人福祉向上のための制度の改善 ④体育団体間の役割の合理的な再確立 2 国民体育振興基金の助成管理 ①基金の安定的助成 ②基金支援の合理化

出典：第3次国民体育振興5ヵ年計画に基づき作成

（3）地方自治体のスポーツ振興計画

国民体育振興法第4条は、地方自治体の長が、文化体育観光部の基本施策に従い、地方自治体の体育振興計画を策定し執行しなければならないことを定めている。また、同法第6条は、地方自治体の長が要請した場合には、関係機関および団体は地方公共団体の体育振興計画に協調しなければならないことを定めている。文化体育観光部の基本施策には、①生活体育の振興、②選手および体育指導者の保護および育成、③体育施設の設置および維持、補修および管理、④体育科学の振興、⑤余暇体育活動の育成および支援、⑥その他国民体育振興に関する事業の6つある（同法施行令第3条第1項）。地方自治体は、この基本施策から年度別の国民体育振興の施行計画を制定して施行しなければならない（同法施行令第3条第3項）。さらに、この施策に従い、体育振興計画を制定しなければならない（同法施行令第4条）。ただし、体育振興計画を制定する場合には、市・道の教育監または市・郡・区の教育機関と協議する必要がある（同法施

行規則第2条)。また、地方自治体は、体育振興計画とその推進実績について、文化体育観光部令に定めるところにより文化体育観光部長官に報告しなければならない(同法施行令第4条第3項)こととされている。

2. スポーツ振興施策

(1) 生活体育振興のための施策

1) スポーツ7330キャンペーン

韓国で本格的に生活体育の基盤を構築しはじめたのは、ソウルオリンピック(1988)以後である。政府は、生活体育振興のために、ホドリ計画(1990-1992)を含めて、第1次国民体育振興5ヵ年計画(1993-1997)、第2次国民体育振興5ヵ年計画(1998-2002)、第3次国民体育振興5ヵ年計画(2003-2008)を制定し、施策を推進してきた。特に、政府は、国民のスポーツ参加率の向上のために、2005年から「スポーツ7330キャンペーン」を推進し、次のようなロードマップを設定した(図表K-15)。また、このキャンペーンでは『1週間(7日)に3回以上、1日に30分の運動をしよう』という目標が設定された。このキャンペーンの政策推進の経過は、図表K-16のとおりである。

また、現政府は文化ビジョン(2008-2012)に生活体育の政策課題を提示し、これを基盤に生活体育政策が推進されている(図表K-11)。

図表K-15 『スポーツ7330』段階別目標と内容

区分	第1段階 (モデル事業-導入)	第2段階 (定着事業-拡大)	第3段階 (強化)
目標	生活体育参加率 40%	生活体育参加率 40～50%	生活体育参加率 50%以上
内容	スポーツ7330宣言式 ロードマップ設定	広報活動の多様化 スポーツ7330 アジェンダ形成	スポーツ7330定着化 ブランドの国際化

出典：文化体育観光部(2010). 2009白書により作成

図表K-16 『スポーツ7330』政策推進経過

政策開発 および適用 (2005年)	国民の運動・スポーツ参加の方法に関するスポーツ科学的ガイドの準備 運動・スポーツ参加啓蒙のためのロゴマークの開発 スポーツ7330 宣言式および国民街頭キャンペーン展開
多様なキャンペーンの展開 (2006年)	革新的なブランドを選定し、ビジョンおよびミッションを設定 マスコミと連携して企画報道、各種広告・広報などキャンペーンの多元化 動画プログラムの普及、広報物の製作配布など直接広報の強化
オーダーメイド型キャンペーン (2007年以後持続)	広報ツールの多様化(オン-オフライン併行、隙間広告施行) 年齢別・階層別特性を考慮したオーダーメイド型スポーツ7330キャンペーンの展開 認知度の調査をもとにより効率的なキャンペーンのための政策方向を設定 公募展を通じて7330キャンペーンに対する国民の関心を誘導

出典：文化体育観光部(2010). 2009白書により作成

一方、各地方自治体と該当地域の生活体育会が共同で、子どもの体力向上教室、青少年体力・自制心向上教室、長寿体育大学、女性生活体育講座などを運営している。特に、お年寄りと女性の生活体育参加をはかる事業は、地方費と国民体育振興基金で助成されている。

障害者スポーツについては、政府は、国民体育振興法第34条を根拠にし、障害者体育事業指

針を制定し、障害者体育事業と専門体育、国際体育関連の事業を活性化させている。特に生活体育分野では、障害者の生活体育プログラムの開発および普及、障害者の青少年の生活体育活動の支援、障害者生活体育教室の運営、障害者スポーツクラブの組織支援、伝統種目の育成などを通じて、障害者が生活体育に一層近づける事業を推進している。

愛好者クラブの育成および活動支援事業では、全国の種目別連合会が主催して、国民生活体育会が大会運営を行い、財政的支援も行っている。また、年に1回、全国のスポーツ愛好者が集まって、親善と親睦をはかるスポーツ行事が行われている。地域の愛好者クラブ活性化事業の運営は、自治体の生活体育の定着化をはかるために、地域の実情と地域住民の愛好度を考慮して、市・郡・区別に2種目を自主的に選択し実施するようになっている。

2) 学校体育に関する施策

学校体育については、教育科学技術部が主務官庁として学校体育の基本方向および主要政策を制定し、各市・道の教育庁が分野別の業務を担当している。しかし、生活体育とエリート体育の振興に関連する業務は、文化体育観光部が担当している。このような学校体育における業務の2元化が生じていることから、学生等の体力の向上のために両部署の協力と業務の連携が求められている。

2005年12月に、学校体育・生活体育・エリート体育の連携・統合のための試みとして、文化体育観光部と教育科学技術部は『体育分野の業務協力の合意書』を締結した。この合意書の主要内容は、次の図表K-17のとおりである。

図表K-17 「体育分野業務協力合意書」の内容

区分	主要内容
業務協力の方向	両部署は、学校体育・生活体育の持続可能な発展と相互の連携および効率的な振興のために積極的に協力する。
学校体育・生活体育発展の基礎の構築	両部署は、関連法令・制度の改善、財政支援拡大など学校体育・生活体育の発展の基礎を構築するために共同することに努める。
学生など青少年体力増進	両部署は、学生など青少年の体力低下現象に対応して青少年体力増進のために調査・研究をして対策を講じる。
学校体育実務協議会の活性化	部署間の協力を裏付けるために、両部署は、既存学校体育実務協議会の運営を次のように活性化する。 -定期会議:現行年間 1回を半期に 1回に変更 -分科会議:青少年体力合同対策組織を構成・運営し、新たな分科会が必要なときは、学校体育実務協議会の論議を経て構成する。
優先推進課題	体育施設拡充・先進化、全国少年体育大会の運営改善、体力増進プログラム運営、スポーツクラブの育成、学校体育・生活体育の連携強化、校内体育活動の機会の拡大

出典：文化体育観光部(2010). 2009白書により作成

特に、政府は、学校体育普及プログラム運営事業を推進していて、全人教育および健全な学校の雰囲気醸成に寄与し、青少年の情緒・社会性の育成とストレス解消など学校内の問題の根源を予防することを目的にしている。この事業は、12のスポーツ団体、その所属有望選手およびスポーツ団体代表と一緒に学校を直接訪問して、実技指導と体育授業を行い、学生、教職員、保護者に学校体育の大切さを広報するものである。それとともに、学生たちに快適な体育活動の環境をつくり、地域住民が活用できるように学校の運動場を開放し、生活体育と学校体育の連携をはかるために、学校の芝生化運動場の助成事業を2006年から2010年まで段階的に推

進している(図表K-18)。

図表K-18 学校内芝運動場助成推進計画

(校)

年	2006	2007	2008	2009	2010	合計
支援学校数	83	90	90	90	90	443

出典：文化体育観光部(2010). 2009白書により作成

(2) 競技力向上施策

韓国では、1960年代初頭から国内外のスポーツ競技に関する業務を中央行政機関が担当していた。1982年には中央行政機関として体育・スポーツを単独で担当する「体育部」が新設され、選手を育成する、いわゆる競技力向上施策に関して下記のような多様な制度や事業が行われるようになった。

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ・新人選手・優秀選手の発掘支援 | ・競技指導者育成支援 |
| ・トレーニング施設の拡充支援 | ・競技団体の育成支援学校運動部の支援 |
| ・体育系学校支援 | ・選手村(ナショナルトレーニングセンター)整備 |
| ・国内外でのトレーニング支援 | ・競技大会支援 |
| ・体育特技者制度 | ・スポーツ選手の福祉制度 |
| ・兵役特例制度 | ・奨励金・生活補助金 |
| ・表彰制度 | ・ドーピング対策強化支援 |

これらの諸施策は、競技力向上に直接的、間接的に影響を与えるものであると考えられる。

1) 体育部による国家代表選手支援策

韓国では競技力向上施策の1つとして、国家代表選手の競技力向上支援策がある。これは、国民体育振興5ヵ年計画に基づいて行われており、「国際大会で優秀な成績を得て国威宣揚と国民統合に寄与すること」(体育白書、2008、p195)を目的としている。支援事業の内容としては、国家代表選手の国内トレーニング支援、国外でのトレーニング支援、外国人コーチの招請、指導者海外研修(海外情報収集)、国家代表選手への科学的なトレーニング支援、国家代表選手に対する福祉改善などがある。このように、国家代表選手に対する体系的かつ科学的なサポートが集団的に実施されている。

2) スポーツ指導者資格制度

韓国には、国民体育振興法第11条に基づき、国が認定する体育指導者資格制度がある。体育指導者は、競技指導者と生活体育指導者に区別され、競技指導者には1級と2級、生活体育指導者には1級、2級、3級の指導者レベルがある。競技指導者1級と生活体育指導者1級および2級は、韓国体育科学研究院(KISS)で受付・研修・検定試験などが行われる。その他の資格は、同研究院の指導・監督の下、大学などの指定研修院で実施される。資格を取得する者の条件によって、研修・検定の一部または全部を免除する制度もある。

競技指導者では、50種目の指導者を対象としており、2008年12月現在、1級636人、2級1万9,187人の合計1万9,823人の指導者がいる。種目別にみると、1級の場合、射撃が49人、陸上競技が42人、テコンドーおよびゴルフが34人の順であった。2級では、テコンドーが4,907人、野球が1,602人、陸上競技が1,272人の順で、テコンドーの競技指導者が最も多い。

次に生活体育指導者では、1級はスポーツ種目ではなく「運動処方」の資格者であり、2級と3

級を対象に77種目の指導者が養成されている。2008年12月現在、1級の運動処方資格取得者は638人、2級は6,799人、3級は11万6,933人で合計12万4,370人の指導者がいる。種目別にみると、2級の場合、水泳1,353人、ボディービルディング1,032人（この資格でウエイトトレーニングの指導も行うことができる）、サッカー373人の順で、3級ではボディービルディング2万6,241人、テコンドー1万7,537人、水泳1万5,361人の順となっている。韓国の生活体育指導者では、ボディービルディングの指導者が最も多い。また、韓国では、体育施設に体育指導者を配置・活用する制度を実施している。

※韓国では、「スポーツ指導者」という用語は使用されておらず、体育指導者（체육지도자）という用語が使用されている。本報告では、韓国語の体育指導者という用語を使用する。

3) 国際スポーツ大会、国際スポーツ団体の誘致に関する施策

中央行政組織である体育局の中に国際体育課があり、この部署が国際スポーツに関連する施策や事業などを担当している。所掌事務としては、国際競技大会の誘致・開催・参加、国際スポーツ交流の協定締結および交流、国際スポーツ機構との交流・協力および国際会議、国際スポーツ関連情報および資料の収集および普及、スポーツ外交支援の人材の養成、選手の禁止薬物投与防止に関する政策立案およびその執行の支援などがある。

また、国民体育振興5ヵ年計画(2003年)では、①スポーツ外交強化、②国際競技大会の効率的推進、③アンチ・ドーピング活動の活性化などを主要な政策としている。さらに、文化ビジョン(2008年)では、①国際競技大会の成功裏の開催をととしてスポーツ強国のイメージの持続、②スポーツ外交の人材養成および国際活動の強化、③テコンドーの国際化、④先進ドーピング防止システムの確立を重点課題としている。

一方、民間のスポーツ団体である大韓体育会においても、国際スポーツ大会などの業務を担当する主な組織として、「国際交流チーム」と「国際競技チーム」がある。国際交流チームは、オリンピック誘致支援、競技団体の交流支援、各国オリンピック委員会間のスポーツ交流協定、テコンドー国際活動支援、スポーツ外交人材の養成、国際スポーツ情報の管理などの事務を担当している。国際競技チームは、冬・夏季アジア競技大会関連業務、冬・夏季オリンピック大会関連業務、青少年キャンプ（オリンピックおよびアジア競技大会）などの業務を担当している。

以上のように、スポーツ交流の協定、スポーツ外交のための人材の強化、国際競技大会の開催などの施策に国と民間のスポーツ団体が積極的に取り組んでいる。

4) 体育人福祉制度

韓国では、「体育人福祉」に関する制度（優秀なスポーツ選手および指導者に対する保護・支援のための制度）が整備されている。この体育人福祉制度としては、競技力向上研究年金、競技指導者研究費、特別補助金、選手・指導者保護支援金、障害年金、体育奨学金、国外留学支援金などの多様な経済的支援事業がある。

特に、競技力向上研究年金は、1975年に大韓体育会により支給が開始された事業であり、この業務は1977年に国民体育振興財団に移管され、さらに1989年に国民体育振興公団に移管された。競技力向上研究年金には、月極め金（評価点数に基づいて毎月支給する年金）と一時金（評価点数に基づき一度に支給する年金）の別があり、年金支給対象者はどちらかを選択することができることになっている。さらに、一定の評価点数を超えた場合に奨励金が支給される。2010年度では、総計980人が総額72億ウォン（約5億400万円）を支給されている。また、この980人の年金支給対象者のうち、障害者スポーツの支給対象者が199人いる。

5) スポーツ団体のガバナンスに関する施策および法令

国民体育振興法第5章に体育団体（大韓体育会、大韓障害人体育会、韓国ドーピング委員会、国民体育振興公団）の育成に関する規定が定められている。これらの団体は、文化体育観光部長官の認可を受けて設立されている。また、それぞれの具体的な事業および活動についても法律で定められており、文化体育観光部長官が4つの団体を監督している。特に、国民体育振興公団については、役員およびその資格条件などに関する具体的な規定があり、会計年度毎に事業計画および予算についても文化体育観光部長官の承認を受けなければならない。

（3）スポーツ施設整備

1) スポーツ施設数

2008年12月現在、韓国のスポーツ施設は、公共体育施設1万2,342カ所、体育施設業※3万8,664カ所の合計5万1,006カ所がある。公共体育施設には、運動場9,531カ所、体育館529カ所、サッカー場467カ所などがある。また、体育施設業には、ビリヤード場2万2,519カ所、道場1万3,026カ所などがある。

※体育施設業とは、営利を目的とし体育施設を設置および経営するもの（業）を指す（第2条）。

2) 公共体育施設の均衡ある設置に関する中長期計画

韓国では、第1次国民体育振興5ヵ年計画から第3次国民体育振興5ヵ年計画においては、スポーツ施設の拡充に関する施策および事業が継続的に策定されてきた。さらに、2006年には公共体育施設の均衡ある設置に関する中長期計画が策定された。この計画は、健康的な環境の創造、QOL（クオリティ・オブ・ライフ；生活の質）の向上、国家競争力の向上をビジョンとして、以下の目標を設定している。

【2025年までの達成目標】

スポーツ活動の参加率60%

体育施設の普及率100%、

体育施設への平均距離700m（時間約10分）

（4）スポーツの保護関連施策

1) ドーピングに関する施策

韓国科学技術研究院(Korea Institute Science and Technology : KIST)のドーピングコントロールセンターは、世界ドーピング防止機構(World Ant-Doping Agency : WADA)公認の国際ドーピング検査所(WADA Accredited Lab)として、2004年に全ての公認(full-accreditation)を獲得している検査機関である。ドーピング検査の費用は国庫から支援されており、2009年では3,965件の検査が実施された。

また、2006年11月13日に韓国初の国内ドーピング防止機関である「財団法人韓国ドーピング防止委員会(KADA)」が設立され、同委員会は、2007年6月22日には国民体育振興法第35条に基づく法定法人という位置づけがなされた。さらに、2007年に同委員会は世界ドーピング防止機構の規程を受諾して国内ドーピング防止機関として承認され、韓国ドーピング防止規則を制定した。2009年12月時点で、ドーピング検査官134人がドーピング検査活動を行っている。

韓国ドーピング防止委員会の活動内容としては、①ドーピング防止教育、広報・情報収集および研究、②ドーピング検査計画の制定および執行、③ドーピング検査結果の管理および制裁、④ドーピング防止のための国内外の交流および協力、⑤治療目的使用に係る例外措置の基準の制定および施行などがある。

2) スポーツ紛争解決制度

韓国の憲法と法律ではスポーツの法的紛争に関してスポーツ裁判所の設置や訴訟法上の特別な規定を定めていない。従って、スポーツの法的紛争は一般的な原則の下で国家の司法作用によって解決されている。

韓国では、2006年5月16日に大韓体育会の定款第54条に基づいて、スポーツ仲裁委員会が設立された。同委員会は、スポーツ仲裁裁判所と同じ性格を持った国内のスポーツ仲裁のための組織であったが、同委員会の少ない実績と政府の予算節減のため、最近解体された。2009年11月2日からは、スポーツ選手の権益センター相談室が開設されて、選手に対する暴力およびセクハラの防止のための事前予防、悩みの相談、引退後の進路支援サービスが提供されている。

3) 事故補償・安全対策・保険関連施策

韓国におけるスポーツ事故の補償制度としては、一般的にスポーツ賠償保険、スポーツ選手の傷害保険、社会保険としての国民健康保険などがある。

特に、国民生活体育会は、スポーツ活動の安全対策および事故対策のために、5人以上のスポーツ活動をする団体に対して、スポーツ保険の加入を勧奨している。

4) スポーツ放映・その他知的財産に関する施策

韓国国内の地上波放映会社が「コリアプル(SBS、KBS、MBC)」を構成して、各種のスポーツイベントの放映権の交渉を行ってきた。しかし、2000年代に入ってから、国内スポーツ放映権市場は、スポーツマーケティング会社が攻勢を強め、高い価格で先に放映権を購入するなど、コリアプルの交渉主導権が弱まってきた状況にある。例えば、スポーツマーケティング会社が以前の2倍以上の価格で、アジアサッカー連盟(Asian Football Confederation : AFC)のパッケージ放映権(サッカーワールドカップ／オリンピックのアジア地域の最終予選等)を獲得したため(2005. 8)、コリアプルの存在自体が有名無実化してきている。このようにスポーツマーケティング会社を中心に、放映権市場が再編される場合、放映権の再販売過程で地上波放映会社の負担が大きくなり、その結果として視聴者のユニバーサルアクセス権が保障できないなどの問題が予測されている。

このため、国会ではスポーツの独占放映に対してユニバーサルアクセスの考えを導入し、国民的な関心のあるスポーツ行事(不人気種目を含む)の場合、地上波に優先的に放映権が与えられるようにすることが論議されている。ただし、「自由市場競争の観点から見れば、過度の規制である」との指摘もある。

5) 政策評価制度

①政府業績評価制度

公共機関を含めた政府業務全般にわたって統合的な成果管理体制を構築するために、2006年の憲法第53条の規定に基づいて、2008年に「政府業務評価基本法」が2008年に制定された。同法によれば、中央行政機関や地方自治体が遂行している所管政策は自己評価を原則とし、政府業務評価委員会が自己評価の根拠資料などを確認・点検し、評価の客観性、信頼性に問題がある場合にのみ再評価を実施することとなっている。また、政府業務評価委員会である国務総理が、中央行政機関を対象に業務評価、顧客満足度の調査および特定施策評価を行っている。政策評価の対象となる課題は、国家競争力強化にかかる課題や、社会的な波及効果が大きく国民的な関心の高い課題が選定される。2010年度は38の行政機関を対象に95の課題が選定された。評価は、各官庁等が自己評価した後、国務総理室の政策分析評価室が評価を実施する。主要評

価事項としては、①業務推進の能率性の分析、②政策執行の過程の分析、③政策推進の成果分析、④一般的な事項以外の事項に対する検討・分析がある。

②文化体育観光部のスポーツ関連事業に関する自己評価

文化体育観光部では、自己評価のための評価委員会が設置されている。評価委員は、30人であり、そのうちの29人は外部の民間の専門家から構成される。また、評価委員は、主要政策課題である文化コンテンツ産業、文化芸術、観光事業、体育、広告の5つの分課委員会（構成員20人）と、財政事業および行政管理力に関する分課委員会（構成員9人）に配置される。評価は、「優秀」「ある程度優秀」「普通」「あまり十分ではない」「十分ではない」の5段階評価が行われている。2009年の文化体育観光部の「自己評価結果」をみると、体育に関する分課委員会の評価は、次の通りであった。

①公共体育施設の拡充および利用活性化	(ある程度優秀)
②スポーツクラブの設立の拡大および活性化	(普通)
③スポーツ7330キャンペーン	(普通)
④国際スポーツ交流の増大	(ある程度優秀)
⑤スポーツドーピング防止のための選手保護	(優秀)
⑥国際大会の成功裏の開催準備の支援	(普通)
⑦スポーツ産業の育成基盤の構築	(普通)
⑧プロスポーツの活性化およびマーケティングの強化	(優秀)
⑨ゴルフ場などの体育施設および利用の活性化	(ある程度優秀)
⑩障害者体育活動の参与環境の助成	(十分ではない)
⑪障害者生活体育の活性化	(普通)
⑫障害者スポーツの競技力向上および外交力の強化	(あまり十分ではない)

(5) スポーツ産業関連の施策

1) スポーツ産業ビジョンおよびスポーツ産業中長期計画

スポーツ産業に関する施策としては、1965年6月14日に改正された国民体育振興法(法律第1698号)によって、スポーツ用具の生産奨励、民間体育施設に対する補助および免税に関する規定が定められたことがあげられる。民間体育施設に関する規制としては、1999年、ゴルフ場において禁止施設であった宿泊施設の設置が一定の要件を満たした場合に許容された。その他、2000年には準租税廃止の政策により、運動場・体育館・プールなどのスポーツ施設入場料の賦課金を廃止し、また、一般のゴルフ場の拡充のため、特別消費税法の改正により利用者に対する特別消費税を免除したことがあげられる。

文化観光省(現文化体育観光部)は、体育局の職制改編を通じて「スポーツ余暇産業課」を2004年11月に新設し、スポーツ産業を21世紀の有望産業として育成するために「スポーツ産業ビジョン」(2005)と「スポーツ産業中長期計画」(2008)を発表した。これらは、「体育強国にふさわしいスポーツ産業の先進国への跳躍」をビジョンに掲げ、「スポーツ産業のグローバルな競争力の強化」「代表的な融複合産業として新成長の動力化」「先循環構造の形成を通じた地域経済の活性化」を3大目標として示し、①スポーツ用品の代表ブランドの育成、②スポーツ融合の新サービスの創出、③プロスポーツ競争力の向上、④地域スポーツ産業の需要創出およびインフラ構築、⑤スポーツ産業の振興基盤の構築の5つの重点推進戦略とさらに15の推進課題を策定し、先進国型スポーツ産業を育成するための計画を発表している。また、政府は、これら推進事業に5,900億ウォン(約413億円)の投資計画を制定し、その事業を通じて国内スポーツ産業の規模の拡大および雇用創出に力を注いでいる。

2) 水辺地域スポーツ・レジャー施設推進事業

スポーツ環境整備と係わって、水辺地域スポーツ・レジャー施設推進事業を国土海洋部と文化体育観光部で推進している。その主要な事業内容は、次のとおりである。

①国土海洋部

4大江(漢江、金江、榮山江、洛東江)活性化推進本部のマスタープランによれば、現在建設中の16個の堰の周辺にヨット係留施設を含めた水上レジャースポーツ施設とキャンピング場、サッカー場、自転車道路などの多様なスポーツ施設の設置を推進している。

②文化体育観光部

「文化が流れる4大江事業」を野心的に推進したが、国会での予算削減を受け、未だ基本構想の検討段階である。

3. スポーツ政策の構造および体系

(1) スポーツの概念の規定

1) スポーツ

韓国では、スポーツの概念を規定する法律としては、スポーツ産業振興法が存在する。この中でスポーツは、「健康な身体の育成、健全な精神の涵養、生活の質の向上のために行う身体活動を基盤とする社会文化的行為」と定義されている。

2) 体育

国民体育振興法は、①体育、②専門体育、③生活体育、④選手、⑤学校、⑥体育指導者、⑦体育愛好者組織、⑧運動競技部、⑨体育団体、⑩ドーピング、⑪競技団体、⑫体育振興投票券の12項の法令用語を規定している。国民体育振興法においては、「スポーツ」という用語ではなく、「体育」という用語が使用されている。また、「体育とは、運動競技および野外運動等身体活動を通じて健全な身体と精神を育てて余暇を善用すること」と定義されている。

また、国民体育振興法で、「余暇体育」に関する規定があり、余暇体育の育成の中に、レクリエーション、プロ競技、競馬、競輪、競艇などが健全に行われることが含まれている。

このように、現在の韓国では法令用語としてスポーツと体育が別々に定義され用いられている。

3) 専門体育と生活体育

韓国では、韓国独自の専門用語として、競技スポーツに関連する「専門体育」という用語と、生涯スポーツに関連する「生活体育」という用語が使用されている。

- ・専門体育とは、「選手たちが行う運動競技活動」と定義されている。
- ・生活体育とは、「健康と体力増進のために行う自活的で日常的なスポーツ活動」と定義されている。

(2) 韓国におけるスポーツ政策の体系

韓国におけるスポーツ政策は、スポーツ行政組織、スポーツ関連法、スポーツ基本計画、スポーツ振興施策などから総合して考えると、「生活体育」「専門体育」「学校体育」「スポーツ産業」「障害人体育」「国際体育交流」「余暇体育」などに関する施策から構成されているといえる。

Ⅲ スポーツ関連の団体組織とスポーツ政策の関係

1. 国内のスポーツ統括団体

(1) 大韓体育会

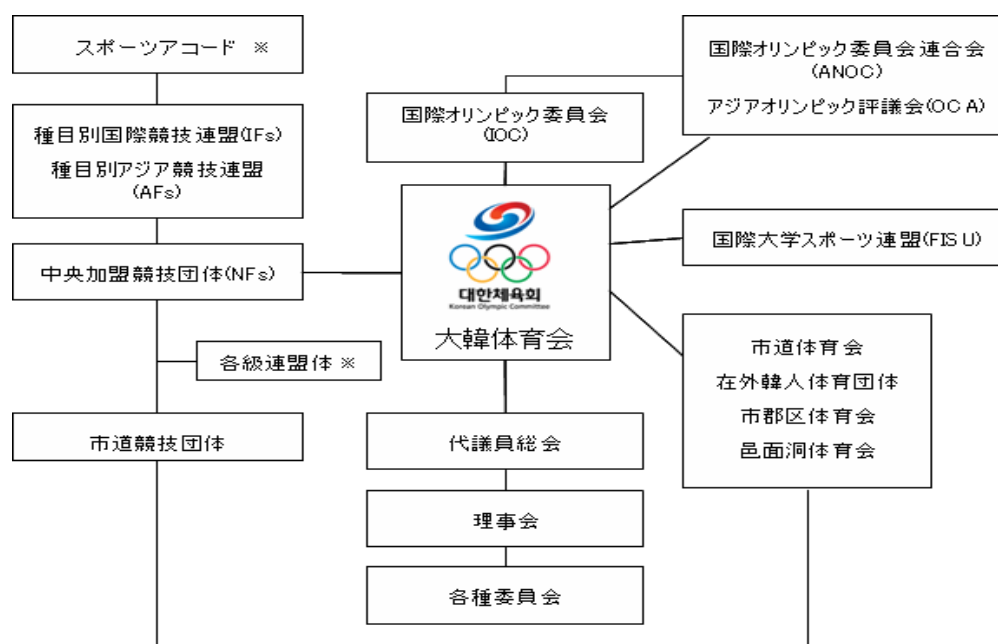
① 設立背景・特徴

大韓体育会は2009年6月29日に定款を変更し、大韓オリンピック委員会を統合した。これに伴い、その英語名称がKorea Sports CouncilからKorean Olympic Committee(KOC)となり、国際オリンピック委員会に加盟する韓国の国内オリンピック委員会の地位を承継した。

大韓体育会の役割は、国民体育振興法第33条に基づいて、競技団体の事業と活動に対する指導と支援、競技大会の開催と国際交流、選手養成と競技力向上などの競技スポーツ振興、スポーツ選手の福祉向上、国家代表の引退サポート事業、その他スポーツ振興のために必要な事業を行うことである。

大韓体育会は、国際オリンピック委員会と対外的な交渉権を持つ唯一の団体として、スポーツ活動を通じてオリンピック精神を養成・普及し、アマチュアスポーツの基調となる精神的身体的な資質の発展をはかり、国際親善、世界平和および女性の地位向上のための活動への参加などを行っている。

図表K-19 大韓体育会関連国内外組織関連図



※スポーツアコードとは、国際スポーツ団体総連合(GAISF)の2010年4月解散後発足した組織である。

※各級連盟体とは、中央加盟競技団体傘下の各種全国団体で、小等、中等、高等の種目別連盟がある。

出典：大韓体育会ウェブサイトにより作成

② 組織構成

1920年に設立されて以来、現在70の加盟競技団体と16の市・道地部、17の在外韓人体育団体を置いている。市・道の体育会は、当該の市・道の行政区域別に組織された217の市・郡・区の体育会と邑・面・洞（市・群・区より下位の行政区域の単位）の体育会から構成されている(図表K-19)。

大韓体育会の組織としては、定款によれば、最高議決機関である代議員総会と最高執行機関である取締役会、各種委員会および事務処理のための事務所がある。組織構成員としては、会長1

人、副会長1人、理事19人、監査9人、事務総長1人、選手村（ナショナルトレーニングセンター）長1人、4本部・2室・11チーム、143人の職員がいる。

③予算

大韓体育会の2010年度の予算は、自己収入が134億1,700万ウォン（約9億3,900万円）、国庫356億400万ウォン（約24億9,200万円）、国民体育振興基金809億1,700万ウォン（約56億6,400万円）など、総額1,391億9,400万ウォン（約97億4,400万円）である。これは前年度に比べて増加している。その理由は、TOTO基金の92億5,600万ウォン（約6億4,800万円）が投入されたからである（図表K-20）。

図表K-20 大韓体育会年度別予算現況

（単位：百万ウォン）

年	計(A)	財源別			自己収入割合 (B/A) × 100(%)
		国庫	基金	自己収入(B)	
2008	136,497	64,977	58,954	12,566	9.2
2009	137,193	70,097	56,023	11,073	8.1
2010	139,194	35,604	80,917	13,417(*9,256)	9.6

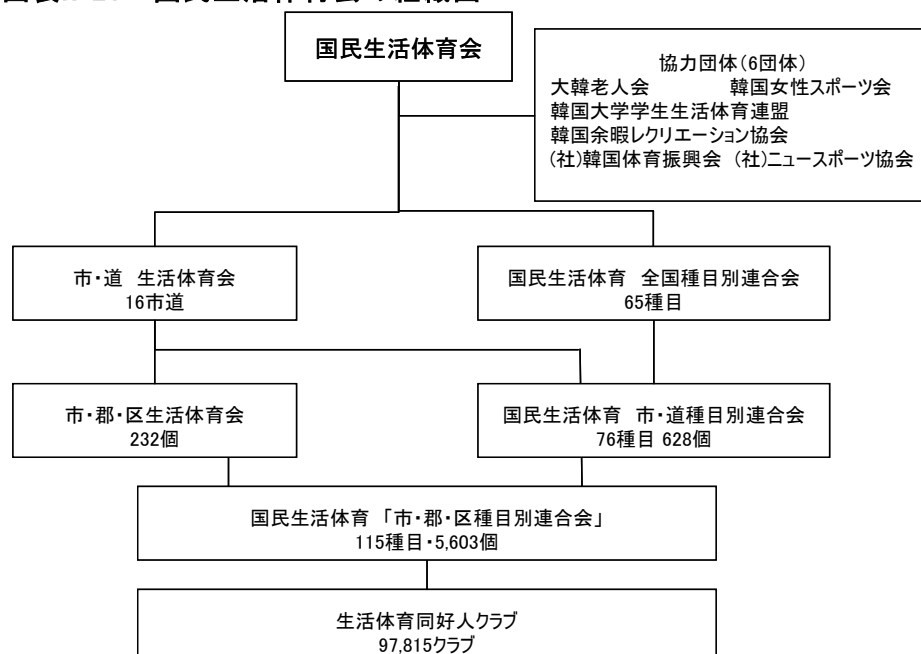
出典：文化体育観光部(2010). 2009体育白書により作成

1)* TOTOT基金(9,256 百万ウォン)

(2) 国民生活体育会

国民生活体育会は、民間の立場でスポーツ活動を推進し、多様な愛好者によるスポーツ活動を体系的に支援・育成する目的で、民法第32条を根拠に非営利社団法人として1991年2月6日に設立された。

図表K-21 国民生活体育会の組織図



出典：国民生活体育会ウェブサイト：<http://www.sportal.or.kr/>（2011年2月時点）

国民生活体育会のもとには、全国16の市・道の生活体育会と65の全国種目別連合会および6つの協力団体がある。また、市・道の生活体育会は、232の市・郡・区生活体育会と76種628の

市・道種目別連合会から構成されている。さらに、市・郡・区の生活体育会は、全国に115種目5,603ある市・郡・区の種目別連合会により構成されている。このように、国民生活体育会は、全国的なスポーツ愛好者のクラブのネットワーク連結網が整備されている(図表K-21)。

国民生活体育会は、定款によれば、最高議決機関である代議員総会と最高執行機関である取締役会および事務処理のための事務所を置いている(図表K-22)。組織構成員は、現在 37人(1室4部)である。

2010年度の予算は、総額約272億2,600万ウォン(約19億582万円)であり、そのうち、国民体育振興基金が約249億8,000万ウォン(約17億4,900万円)、自己収入予算が約22億4,600万ウォン(約1億5,700万円)である(図表K-23)。

図表K-22 国民生活体育会組織



出典：国民生活体育会ウェブサイト：<http://www.sportal.or.kr/>

図表K-23 国民生活体育会年度別予算現況 (単位:百万ウォン)

年	計(A)	財源別		自己収入の割合 (B/A)×100(%)
		基金	自己収入(B)	
2008	17,801	16,283	1,518	8.5
2009	22,449	20,387	2,062	9.2
2010	27,226	24,980	2,246	8.2

出典：文化体育観光部(2010). 2009体育白書により作成

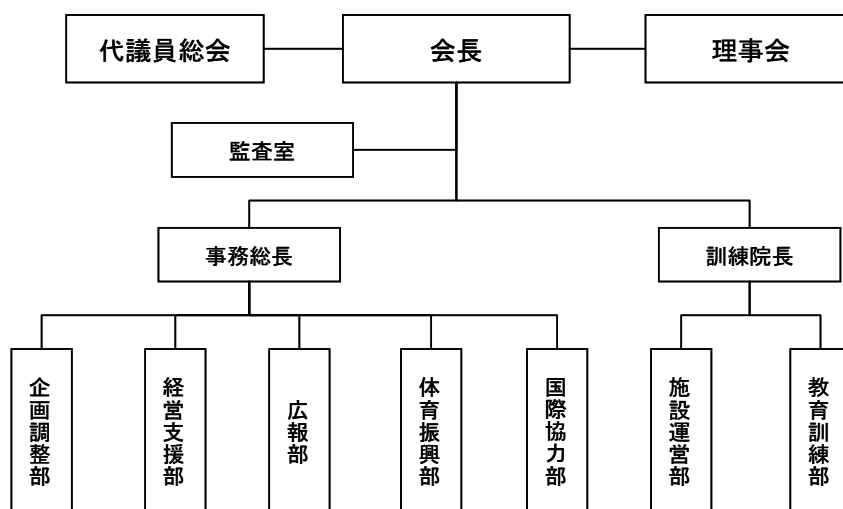
(3) 大韓障害人体育会

韓国における障害者スポーツ統括団体は、大韓障害人体育会である。大韓障害人体育会は、2005年11月25日に国民体育振興法第34条に基づいて障害者の生活体育と専門体育、国際交流を目的として設立された。主要な機能と任務としては、障害者の生活体育の普及、障害者のアスリートの養成、競技力向上など障害者の競技スポーツの振興のための事業などがある。

大韓障害人体育会の組織は、会長1人、副会長5人を含む理事26人(副会長5人を含む)と、2人の監査で構成され、事務局は訓練院、監査室を含んだ1院・1室・5部がある(図表K-24)。また、16の市・道に障害人体育会があり、下部構造を形成して組織管理体系を整えている。

大韓障害人体育会の予算は、国庫補助金および国民体育振興基金で構成されており、図表K-25のとおりとなっている。

図表K-24 大韓障害人体育会の組織図



出典：大韓障害人体育会 ウェブサイト：http://www.kosad.or.kr/

図表K-25 大韓障害人体育会の予算の年度別現況 (単位:百万ウォン)

年	計	財源別	
		国庫	基金
2008	23,729	4,110	19,619
2009	34,579	6,610	27,969
2010	27,769	5,500	22,269

出典：文化体育観光部(2010). 2009体育白書により作成

上記の大韓体育会、国民生活体育会および大韓障害人体育会は、文化体育観光部の体育局と緊密に業務協力しており、委託事業に関する業務の管理・監督を受けている。これらの国内統括団体は、特に政府が推進する多様なスポーツ政策を最先端で実施し、また政府のスポーツ政策を基礎にして企画を立案し実行している。韓国のスポーツ振興体制の組織図は、I. 2の図表K-4のとおりである。

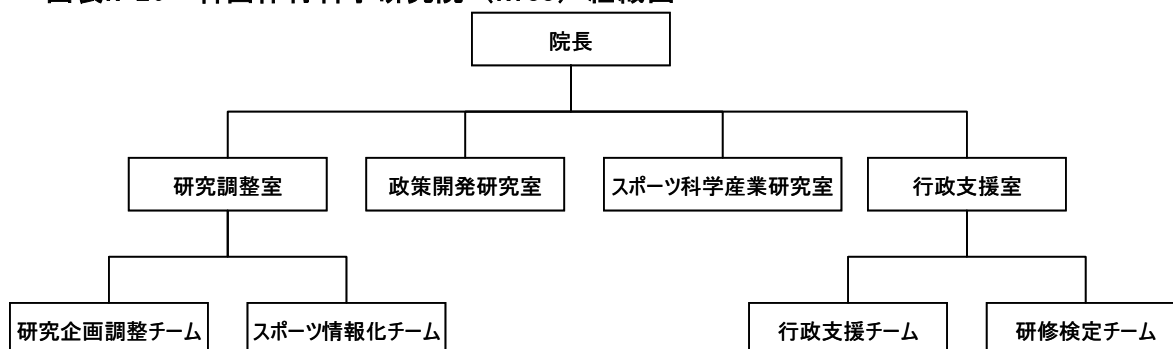
(4) 韓国体育科学研究院(韓国スポーツ科学センター, Korea Institute of Sport Science : KISS)

大韓体育会は、1964年にスポーツ科学委員会を設立して、スポーツ科学の基盤を築いた。この委員会は、医学、心理、栄養、体育、人間工学などあらゆる分野の学問的な研究を通じてスポーツ科学技術を発展させることを行った。その後、1980年代にソウルオリンピックを誘致することになると、競技力向上のために多角的な研究の必要性が生じたため、大韓体育会は、1980年12月29日にスポーツ科学委員会を拡大改編して、泰陵トレーニングセンター内にスポーツ科学研究所を設立した。さらに、ソウルアジア競技大会とソウルオリンピックの準備過程で現われた諸問題を解決するために、韓国政府はスポーツ科学振興対策を講ずるようになった。そして、国民の健康・スポーツの振興のためのスポーツ科学の開発普及の方策が新しく検討され、また選手たちへの科学的なトレーニング方法の提供・改善のために、スポーツ科学研究所を活性化する方策が検討された。

以上のような背景のもと、韓国体育科学研究院は、独自の運営体制を備えた研究機関として、1989年7月8日に設立された。

2011年2月現在、同研究院は、国民体育振興公団の傘下組織となっており、院長のもとに4室4チームを置いている(図表K-26)。また、その職員数の現況は、図表K-27のとおりである。

図表K-26 韓国体育科学研究院 (KISS) 組織図



出典：<http://www.sports.re.kr/>

図表K-27 韓国体育科学研究院 (KISS) の職員数の現況

(人)

区分	計	院長	研究職	一般職	運営職	契約職
定員	68	1	41	19	7	－
現在職員数	67	1	36	22	8	－
過不足	-1	－	-5	+3	+1	－

出典：体育科学研究院内部資料(2011年基準)

韓国体育科学研究院は、スポーツ政策のシンクタンクとして、研究開発事業、研究支援事業、国際交流事業、トップアスリートのための科学研究、スポーツリーダーおよび人材養成事業、スポーツ情報の開発・普及を担当している。

まず、研究開発事業では、21世紀の韓国スポーツの発展のための政策研究と文化体育観光部から委託を受けたスポーツ政策を研究し、国民体育振興基金の運営・管理、競技力向上のためのトレーニングプログラムおよび指導書を開発している。それ以外にも、スポーツ産業振興および競争力向上の研究とスポーツ用品の品質認証制度の導入に関する研究も行っている。

特に、トップアスリートのための科学研究では、代表選手のトレーニング科学と競技力向上の支援、心理相談および診断・処方への支援、優秀選手の競技力向上およびスポーツ科学の実験研究の支援が行われている。また、スポーツリーダーおよび人材養成事業では、競技スポーツの指導者と生活体育リーダーの研修教育、資格検定の管理、スポーツ行政職員への研修教育の実施や研修教育用教材の開発などが実施されている。さらに、スポーツマーケットや民間体育施設の経営管理者のための研修を新設しており、公共体育施設管理者とスポーツマーケットに関わる人材を養成するなど、スポーツ専門の人材養成事業も行われている。

(5) ソウルオリンピック記念国民体育振興公団

ソウルオリンピック記念国民体育振興公団（以下、国民体育振興公団）は、国民体育振興法の改正によって1989年4月に発足した。設立当初の同公団は、国民体育振興公団本部と競輪およびオリンピックパクトルの2つの事業本部、韓国スポーツTV(株)と韓国体育産業開発(株)の2つの出資会社を置いた非営利財団法人として組織された。しかし、2000年2月に、経営の効率化のために、国民体育振興公団は、韓国スポーツTV(株)を売却した。現在は、水上のレジャースポーツである競艇事業(2002.6～)、スポーツ振興投票券(2001.10～)、オリンピックユースホステ

ル(1986～)、競輪事業(1994.10～)などを管理運営している。

最近では、2006年に文化体育観光部から承認を受けて、「新環境市民ゴルフ場」の建設で、国民全員が負担なく楽しめるスポーツ活動の造成事業に力点を置いている。その事業の内容は次のとおりである。

地域：6カ所(光州鎭山区, 江原道旌善郡, 忠北堤川市, 全南靈光郡, 忠北永同郡, 慶南居昌郡)
規模：9ホール未満の中・小規模ゴルフ場(クラブハウス、食堂、シャワールームなど整備)
運営期間：通年運営(月に2回は休業)
営業方式：インターネット予約制(全ての利用過程を統合電算システムで管理)
ゴルフ場運営内容：全ての用務(コースおよび施設管理、試合運び、営業など)

また、国内スポーツ産業発展のため、2003年から「ソウル国際スポーツ・レジャー産業展(Seoul International sports& Leisure Industry Show : SPOEX)」を開催している。スポーツとレジャーに対する一般の人々の関心が高くなり、その種類も健康、マラソンからアウトドアスポーツまで多様になっている。規模も、2003年の417ブースから2010年の905ブースまで増え、2万4,739人が来場した。2011年度の同展示会には、320社から910ブースが出展する予定であり、展示品目も多様化し細分化してきている。

その他、経営・企画および管理を統括しながら基金の造成および運営並びに支援を担当している。また、オリンピック記念事業はもちろんのこと、その他の新規事業の開発なども行っている。

2. スポーツ団体またはクラブ

文化体育観光部で推進してきたスポーツクラブモデル事業(2006-2010)は、2011年から国民生活体育会によるスポーツクラブ事業に切り替えられて推進されている。総事業費は13億5,000万ウォン(約9,450万円)で、各クラブあたり1,690万ウォン(約119万円)を80のクラブに支援する計画を立てている。各クラブは、支援を受けるには、2種目以上を運営しなければならない、会員は100人以上の多世代で構成されなければならない。この事業に対する管理・監督は、国民生活体育会が行っている。

3. その他

(1) スポーツ団体のセカンドキャリアに対する取組み

国民体育振興法第14条は、選手の保護および育成について規定し、特に同条第3項は、「国、地方自治体、公共機関その他の大統領令に定める団体は、大統領令に定める優秀選手がアマチュア競技生活をできるようにするために、文化体育観光部長官が要請した場合には、優秀選手および体育指導者を雇用しなければならない」ことを定めている。

また、大韓体育会により、2006年から夏季・冬季のオリンピックおよびアジア大会のメダリストを対象として国際交流の基本となる能力を培うプログラムが実施されている。また同会は、グローバルな人材専門企業であるアデコリアと協同し、オリンピックおよび代表選手から引退したスポーツ選手の経歴管理プログラム(IOC Athlete Career Program : IOC ACP)を通じて、選手たちが引退後にも適性に応じた能力を開発し、社会人として持続的に社会に貢献できるように支援している。

Ⅳ 特定スポーツ政策の状況

1. 障害者スポーツ

(1) 障害者スポーツの歴史

韓国における障害者スポーツは、1950年代の朝鮮戦争、1960年代のベトナム戦争に参戦した傷痍軍人のリハビリテーションの手段としてはじまった。また、特別支援学校における体育教科の実施、運動競技部の創設、大会の開催、大会への参加促進なども、障害者のスポーツの振興を後押しした。1965年には、国際ストーク・マンデビル大会（現在のパラリンピックの起源とされる障害者のスポーツ大会）に選手団を派遣し、1967年には第1回全国傷痍軍警体育大会を開催したことにより、障害者スポーツの基盤を構築した(図表K-28)。また、1981年の国連の国際障害者年をきっかけに、韓国障害人リハビリテーション協会が第1回全国障害人体育大会を開催した。その後、主催団体を変えながら回を重ね（第8回大会は1988年ソウルパラリンピック開催のため実施されず）、現在は大韓障害人体育会主催のもと、大会運営が行われている。

障害者スポーツに関する全国団体としては、全国障害人体育大会第5回を主催したソウルパラリンピック組織委員会が最初である。ソウルパラリンピック大会後の1989年には、大韓障害人福祉体育協会が保健福祉局の所管のもとに創設された。同協会は、1999年の障害者福祉法改正による組織改革に伴い、障害者スポーツに関する業務は、2000年に大韓障害人福祉体育協会から大韓障害人福祉振興会に移行された。その後、2005年の国民体育振興法の改正に基づいて、障害者スポーツを統括する団体として大韓障害人体育会が設立されると、障害者スポーツの所管官庁も保健福祉局から文化体育観光部に移管された。一方、大韓障害人福祉振興会は、2007年の障害者福祉法の改正に基づいて、2008年に韓国障害人開発院となった。韓国障害人開発院は、障害者福祉の総合的かつ体系的な調査、研究、評価および政策提言、福祉振興、体育・スポーツの振興などを推進し、障害者福祉の発展に寄与することを目標としている。

図表K-28 韓国の障害者スポーツの発展過程

区分	主なできごと
【始動期：1960～】 障害者スポーツの起こり	・軍事援護庁創設(1961) ・国際ストーク・マンデビル大会への参加(1965～) ・第1回全国傷痍軍警体育大会の開催(1967)
【展開期：1975～1988】 国内障害者スポーツの 基盤構築	・韓国小児麻痺協会定立会館(障害者体育施設)の設立(1975) ・全国身体障害者大学生連合スポーツ大会開催(1978) ・全国障害人体育大会開催(1981)
【発展期：1989～1999】 障害者スポーツ協会創立	・大韓障害人福祉体育協会設立(1989) →障害者福祉法により大韓障害人福祉振興会に改編決定(1999)
【定着期：2000～】 障害者スポーツ政策の 整備	・全国障害人大会の開催が地域の持ち回り開催となる(2000) ・国民体育振興法改正(2005.7) ・大韓障害人体育会設立(2005.11) ・文化観光部障害人体育課新設(2005.12) →障害者スポーツ団体による改編 ・韓国パラリンピック委員会設立(2006.5) ・16の市・道において障害人体育会を設立(2008) ・利川市に韓国パラスポーツトレーニングセンター開設(2009.10)

出典：文化観光部(2007, 2010)、体育白書より作成

（２）障害者スポーツの現状

2010年12月末の韓国の基準障害者登録人口は、242万9,547人である。このうち、2010年の障害者生活体育参与実態調査の結果によれば、障害者の生活体育活動への参加率は8.3%であった。また、障害者で生活体育活動の完全不実行者は56.0%で、全障害者の半分以上を占めている。現在運動をしないが運動をする意思がある者が23.0%、現在運動をしない者で今後も運動をする意思がまったくない者が12.8%であった（エイトップコンサルティング、2010）。

専門体育分野で種目別に登録された障害者選手の現況（2009年12月基準）をみると、サッカー（合計1,623人：男1,600人、女23人）、卓球（合計846人：男661人、女168人）、水泳（合計561人：男416、女145）の順に登録選手数が多い。また、全般的に肢体障害および聴覚障害の選手を含む種目の選手が多い。登録選手を男女別で比べると、全般的に男子選手に比べて女子選手の割合（約19.3%）が低い傾向にある（文化体育観光部、2010）。

（３）障害者スポーツの組織構造

１）障害者スポーツ担当行政組織

政府は、保健福祉部で担当していた障害者スポーツ業務を文化体育観光部へと移管し、体育局内に障害人体育課を新設して業務を総括させている。各地方自治体では、ソウル特別市などの一部の市・道に障害者の専門担当部署が設置されているが、多くの自治体は障害者スポーツの専門担当部署や職員がおらず、社会福祉分野で業務を担当しているのが実情である。

２）障害者スポーツ団体

①大韓障害人体育会

2005年11月25日に設立された大韓障害人体育会（Korea Sports Association for the Disabled:KOSAD）は、全国にある障害者の生活体育の専門部署を総括して推進する組織形態をとっている。2008年には16の市・道において障害人体育会の設立が完了し、さらに市・道別に市・郡支部が置かれている。大韓障害人体育会は、国民体育振興法第34条を根拠にして、障害者の生活体育、専門体育、国際交流を目的に設立された団体である。主な任務および機能は、以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①障害者の生活体育の育成および普及②国内外の障害者体育競技大会の開催・参加と国際スポーツ交流③障害者スポーツ選手の養成、競技力向上など障害者の競技スポーツ振興のための事業④障害者の競技団体の事業と活動に対する指導および支援⑤障害者のスポーツ選手および障害者スポーツの指導者の福祉向上⑥障害者体育施設・競技施設の設置および管理 |
|---|

大韓障害人体育会のそれぞれの市・道の地域では、以下の事業を推進している。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①地域障害者スポーツに関する基本方針の審議決定②各加盟団体と各障害人体育会の育成および指導監督③障害者の生活体育大会の開催・サポートなど、障害者スポーツの定着化の推進④障害者体育大会への参加選手のトレーニングおよび大会参加支援⑤障害者体育に関する調査研究および地方の障害者スポーツの育成と普及⑥障害者スポーツ選手および障害者スポーツの指導者の育成⑦特殊学校および障害児学校での体育の育成⑧障害者体育施設に関する設置および管理 |
|---|

現在、大韓障害人体育会の加盟競技団体は、種目別競技団体が26団体、障害者種別のスポーツ団体が4団体、関連の大韓障害人オリンピック委員会（韓国パラリンピック委員会）の2団体、合計32団体がある。また、別の認定団体7団体を含む場合には合計39団体となる。各加盟団体は、それぞれの市・道支部で合計293団体を傘下に置いている。

②韓国パラリンピック委員会(Korean Paralympics Committee : KPC)

韓国パラリンピック委員会(KPC)は、国際パラリンピック憲章に基づいて、韓国の国内パラリンピック委員会(National Paralympic Committees : NPCs)」として2006年5月12日に設立された。同委員会は、委員長1人、副委員長1人、事務総長1人を含んだ15人以内の委員と監事1人で組織されている。また、大韓障害人体育会会長が韓国パラリンピック委員会の会長を兼務している。

（４）障害者スポーツ関連法と基本政策

韓国における障害者スポーツ関連法には、国民体育振興法(第34条大韓障害人体育会)、障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律(第25条体育活動の差別禁止)およびその施行令(第16条体育活動の差別禁止)、障害者福祉法などがある。

特に、国民体育振興法第34条は、大韓障害人体育会の組織と、次の事業および活動を定めている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①障害者競技団体の事業および活動に対する指導および支援②障害者体育競技大会の開催と国際交流③障害者選手養成および競技力向上等障害者専門体育振興のための事業④障害者生活体育の育成および普及⑤障害者選手、障害者体育指導者および障害者体育界の功労者の福祉向上⑥その他の障害者体育振興のために必要な事業 |
|--|

また、上記の関連法に基づいて障害者スポーツ政策が推進されている。特に、障害者体育振興のための中長期計画に基づき、生活体育分野では、①障害者生活体育大会支援、②障害者生活体育支援、③障害者生活体育プログラムの開発および普及、④生活体育リーダーの配置拡大、⑤障害者生活体育サービスセンターの運営、⑥生活体育活性化に関する調査研究及び広報などの事業が実施されている。

また、専門体育分野では、障害者スポーツの競技力強化を目標に掲げ、①加盟競技団体のサポートおよび専門体育育成環境の整備、②国内大会開催並びに国際大会参加および開催の支援、③国際スポーツ交流拠点の国による確保と国際的に活躍する人材の養成、④韓国パラリンピック委員会の機能拡大および国際スポーツに関する情報ネットワークの構築、⑤利川（イチョン）

障害者体育総合訓練院を中心にした代表選手および候補選手の訓練支援などの事業が実施されている。

（５）障害者スポーツ施策・事業

１）施設

2009年に、京畿道利川（イチョン）市に障害者専用のナショナルトレーニングセンター「韓国パラスポーツトレーニングセンター」が完成している。約45,446㎡の敷地に、陸上競技場、屋内プール、体育館、車いすテニス専用コート、アーチェリー場、卓球場、宿泊施設、レストラン等が整備され、韓国のパラリンピック選手の強化拠点として活用されている。障害者スポーツの競技力向上はもちろんのこと、あわせて障害者の生活体育プログラムの標準化やリーダーの養成および教育の場としても活用されている。

２）指導者

2008年からはじめた障害者スポーツアカデミーは、韓国パラリンピック委員会による障害者スポーツ行政・政策実務者の養成教育で、合計96時間にわたり、国内外の障害者スポーツの変遷、スポーツ英語、スポーツ障害の分類、スポーツ大会、スポーツ行事の企画論、スポーツ政策論などの教育を行っている。また、障害者スポーツのリーダー養成事業を大学と連携して推進している。

３）財政措置

韓国の障害者スポーツ予算は、国庫補助金および国民体育振興基金で構成され、毎年増加しつつあるが（図表K-29）、2010年には利川（イチョン）韓国パラスポーツトレーニングセンターの完成による予算縮小などで減少している。2009年と2010年の韓国の障害者スポーツに関する予算の内訳は、図表K-30のとおりである。

図表K-29 障害者スポーツ予算の年度別現況

（単位：百万ウォン）

区 分		2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
障害者 スポーツ 予算	国庫	3,898	8,513	4,110	6,610	5,500
	基金	5,833	9,795	19,619	27,969	22,269
	小計	9,731	18,308	23,729	34,579	27,769
障害者スポーツ選手 福祉事業		1,205	1,326	2,289	1,808	2,791
総 計		10,936	19,634	26,018	36,387	30,560
対前年比増加額		－	8,698	6,384	10,369	－5,827
対前年比増加率		－	79.5%	32.5%	39.9%	－16%

出典：文化体育観光部（2010）. 2009体育白書により作成

図表K-30 障害者スポーツ予算の内訳（2009-2010）

（単位：百万ウォン）

区 分		予 算	
		2009年度	2010年度
国庫	障害者スポーツ育成支援	4,610	4,500
	障害者総合体育施設運営支援	2,000	0
	2014仁川障害者アジア競技大会支援	0	1,000
	小 計	6,610	5,500
基金	大韓障害人体育会運営	2,914	2,914
	障害者の生活体育	5,365	6,279
	障害者の競技スポーツ	7,390	6,229
	障害者総合体育施設 運営および建立支援	10,400	4,947
	指道障害者スポーツ支援	1,900	1,900
	小 計	27,969	22,269
合 計		34,579	27,769

出典：文化体育観光部(2010). 2009体育白書により作成

2. ナショナルスタジアム

韓国では、1986年のソウルアジア大会、1988年のソウルオリンピック大会と2002年のサッカーワールドカップ日韓大会を準備する過程で、体育施設が拡充されている。政府は、地方自治体の体育施設の建設を促進するために、1986年「補助金の予算および管理に関する法律」を改正して地方体育施設事業を国庫補助対象事業に含めた。

また、1989年3月31日に「体育施設の設置及び利用に関する法律」が制定され、体育施設の環境改善が行われてきたが、2002年のサッカーワールドカップ日韓大会をきっかけに、運動場、体育館などの地方自治体が所有している体育施設数が増加し、施設を維持管理するための費用も増加したため、地方自治体の体育施設関連の財政負担が高くなっている。

そのため、政府は、総合運動場を積極的に活用し、同時に多様な収益事業ができるように国土海洋部と協議して、都市計画施設の決定構造および設置基準に関する規則第93条および第101条を改正(2010. 3. 10)し、スポーツ競技場(運動場および体育施設)内の収益施設の設置基準を大幅に緩和した。この緩和措置によって、各地方自治体は、都市計画委員会の審議を経て、文化・収益施設などの設置を許可し、競技場施設の建設と維持管理による地方自治体の財政負担の軽減をはかり、施設複合化および民間投資の活性化を誘導している。大部分の地方自治体では、競技場を委託管理している状況にある。収益施設の設置例として、ワールドカップ競技場の中に設置された店舗の構成をみると、大型ディスカウントショップ、スポーツセンター、映画館、結婚式場、文化施設、事務室などがある。こうした取組が進んではいるが、現状としては、大型ディスカウントショップがあるソウルと釜山のワールドカップ競技場以外のワールドカップ競技場とオリンピックメイン競技場は、赤字運営であるのが実情である。（添付資料：図表K-31参照）

3. ナショナルトレーニングセンター（NTC）および強化拠点施設

韓国では、国家代表選手の合宿・トレーニング施設としてナショナルトレーニングセンターがある。ナショナルトレーニングセンターを使用できるのは、オリンピック（夏・冬季）、アジア大会、世界選手権大会などの国際的競技大会に出場する選手等である。

（１）泰陵トレーニングセンター（Taereung National Training Center）

泰陵トレーニングセンターは、1966年6月に新設され、現在約31万㎡の広大な敷地に、宿泊施設（オリンピックの家、栄光の家など）、トレーニング施設（体操、卓球、重量挙げ、フェンシング、テコンドー、バレーボール、柔道、バスケットボール、シンクロナイズドスイミング、陸上競技、ハンドボール、バドミントン、アーチェリー、ホッケー、サッカーなど）、付帯施設（語学室、図書館、業務室、娯楽室など）などの施設を備えている。

（２）太白トレーニングセンター（Taebeak Training Center）

太白トレーニングセンターは、1996年7月に新設され、現在約3万2,267㎡の敷地に、宿泊施設、室内体育館、管理施設、運動場などを備えている。標高1,330mの高さにある太白トレーニングセンターは、国家代表選手らの心肺機能や持久力を増強させるためのトレーニング施設として設置された。

（３）鎮川トレーニングセンター（Jincheon Training Center）

鎮川トレーニングセンター（国家代表総合訓練院）は、泰陵トレーニングセンターの老朽化などの問題により、総合訓練施設（屋内外水泳場、多目的体育館、陸上競技場、カヌー、射撃、テニス、野球、テコンドー、スポーツ医・科学センターなど）として、現在建設中であり、2011年10月開業予定である。

V まとめ

韓国のスポーツ政策の特色としては、次のことが指摘できる。

第1に、韓国では1988年のソウルオリンピック大会の招致を契機に、国民体育振興法等が整備され、スポーツ専門の中央行政組織である体育部が設置され、多様な施策が実施されてきたことである。ただし、現在の文化体育観光部は、体育のほか文化および観光に関する任務を担当しており、スポーツ行政組織と文化および観光に関する行政組織の統合が行われている。

第2に、韓国のスポーツ政策は、競技力向上と国威発揚を目的としたエリートスポーツを中心に施策が展開されてきたことである。現在でも競技力向上と関連した施策・事業、財政支出の比重は大きいといえる。しかし、近年では特定の学校に選抜された運動部選手が授業を十分に受けていないなどの学校授業の不健全化問題や、スポーツ選手に対する指導上の暴力やセクハラ問題などの人権問題が生じており、競技力向上に偏向した政策の改善が求められている。このことは、文化ビジョンにおいても政策課題として掲げられている。

第3に、ソウルオリンピック後は、韓国のスポーツ政策は、生活体育に関する施策の導入により転換が図られてきたことである。また、現在の韓国は急速な少子化と高齢化、医療費の増大、肥満人口の増加、青少年問題などの状況に直面しており、このような問題を解決するためにも生活体育に関する施策や地域スポーツクラブに関する施策が試みられている。

第4に、韓国のスポーツ政策は、関連する法律および基本計画に基づいて体系的・計画的に実施されている。また、スポーツ政策に関連する専門用語が法律に基づき詳細に定義され、施策が実施されていることである。さらに、計画化された施策・事業に関して、複数年度にわたる予算措置がなされており、計画された施策・事業を中期的に実行することが可能となっている。

第5に、スポーツ産業振興法やスポーツ産業中長期計画にみられるように、スポーツ産業やプロスポーツについても国策として取り組まれていることである。過去に経済危機に直面した韓国では、経済や雇用の活性化策は重要な政策課題であり、スポーツについても関連する様々な事業が計画されている。スポーツ市場はグローバルな競争の中にあるとの認識に基づいて、国が積極的にスポーツ産業を振興し、国際競争力をつけようとしている。また、プロスポーツやトップスポーツの振興や優秀な選手の養成なども、スポーツメディアやスポーツ産業への好影響を考慮して政策が計画されている。

第6に、障害者スポーツは、文化体育観光部の主要な政策課題として取り上げられ、政策が実施されていることである。また、大韓障害人体育会は、法令に基づき生活体育、専門体育、国際交流などの韓国における障害者スポーツ全般を統括する団体として位置づけられている。

第7に、財政面では、まず、宝くじ、体育振興投票券、競輪、競艇、放送事業収益などの多様な財源が確保されており、これらが国民体育振興公団によって一元的に管理運用されていることである。また、スポーツ統括団体、運動競技部、国際大会の誘致のために税制上の優遇措置がとられていることである。

第8に、地方分権改革が行われ、スポーツ政策についても、地方へのスポーツ振興財源の配分が法令および計画に基づいて確保され、地方スポーツ施設等の整備が行われている。

第9に、韓国体育科学研究院(KISS)などによって政策開発のための調査研究が行われ、諸外国の動向や科学的な知見を取り入れながらスポーツ政策が企画・実施されていることである。

これらのように、今後の日本のスポーツ政策にとって参考となることが韓国のスポーツ政策の中には多く含まれているといえるだろう。

【 参考文献・資料 】

- エイトップコンサルティング(Atop consulting)(2010) 障害者生活体育参与実態調査, 大韓障害人体育会.
- 文化観光部(1998)『国民体育振興5ヶ年計画』
- 文化体育部(1990)『国民生活体育振興総合計画』
- 文化体育部(1993)『国民体育振興5ヶ年計画』
- 文化体育観光部(2003)『国民体育振興5ヶ年計画』
- 文化体育観光部(2008)『文化ビジョン』
- 文化体育観光部(2008)『予算・基金運用計画概要』
- 文化体育観光部(2008)『体育白書』
- 文化体育観光部(2009)『体育白書』
- 文化体育観光部(2010)『2009体育白書』
- 文化体育観光部体育局. <http://www.mcst.go.kr/>
- 大韓障害人体育会. <http://www.kosad.or.kr/>
- 大韓体育会. <http://www.sports.or.kr/>
- 韓国スポーツ科学研究院. <http://www.sports.re.kr/>
- 金永聖(2009) 韓国のスポーツ産業振興法について. 日本スポーツ産業学会スポーツ法学専門分科会, スポーツ法研究第9・10合併号, pp.1-12.
- 金永聖(2010)『諸外国から学ぶスポーツ基本法』 笹川スポーツ財団, pp.34-37.
- 国民生活体育会. <http://www.sportal.or.kr/>
- 国民体育振興公団. <http://www.kspo.or.kr/>
- Korea Anti-Doping Agency. http://www.kada-ad.or.kr/eng/menu1/menu1_1.asp
- 教育科学技術部. <http://www.mest.go.kr/>
- ナショナルトレーニングセンターウェブサイト. <http://www.sports.or.kr/player>
- 李学来(2008) 韓国現代体育史, 檀国大学出版社.
- 障害者専用パラナショナルトレーニングセンターウェブサイト. http://www.kosad.or.kr/english/business/sports_complex_02.asp
- 朱成鐸著(2008)「現代韓国の体育スポーツ政策」 諏訪 伸夫、井上洋一、齋藤健司、出雲輝彦編『スポーツ政策の現代的課題』 日本評論社、201-212頁。
- 朱成鐸・齋藤健司(2010) 韓国におけるスポーツ産業中長期計画(2009-2013)の構造. スポーツ法研究第12号, pp. 25-36
- ソウル国際スポーツ・レジャー産業展ウェブサイト. <http://www.spoex.com/>

【 添付資料 】

図表K-31 オリンピック主競技場およびワールドカップ競技場の実態

地域	住所	規模	管理者
ソウルオリンピック主競技場	ソウル市松坡区マドロ5-113	建築面積(111,792㎡)、地下1層、地上2層、観覧席:70,091席	ソウル施設管理公団
ソウルワールドカップ競技場	ソウル市麻浦区城山洞515	敷地面積(216,712㎡)、建築面積(58,539㎡)、地下1層、地上6層、観覧席:66,806席	ソウル施設管理公団
釜山アジアード競技場	釜山広域市蓮堤区巨済2洞1299	敷地面積(89,055㎡)、建築面積(92,707㎡)、地下1層、地上4層、観覧席:53,000席	釜山施設管理公団
大邱スタジアム	大邱広域市寿城区大興洞504	敷地面積(512,479㎡)、建築面積(47,684㎡)、観覧席:66,422席	大邱施設管理公団
仁川ワールドカップ競技場	仁川広域市南区ムンハク洞482	敷地面積(432,034㎡)、地下1層、地上5層、観覧席:49,084席	仁川施設管理公団
光州ワールドカップ競技場	光州広域市西区プンアム洞423-2	敷地面積(326,369㎡)、地上5層、観覧席:40,254席	光州広域市
大田ワールドカップ競技場	大田広域市儒城区ノウン洞270	敷地面積(169,769㎡)、地下1層、地上5層、観覧席:40,535席	大田広域市施設管理公団
蔚山ワールドカップ競技場	蔚山広域市南区オク洞山5	敷地面積(912,310㎡)、地下2層、地上3層、観覧席:44,102席	蔚山市施設管理公団
水原ワールドカップ競技場	京畿道水原市八達区ウマン1洞228	敷地面積(417,113㎡)、地下2層、地上4層、観覧席:43,959席	水原ワールドカップ競技場管理財団
全州ワールドカップ競技場	全北全州市徳津区半月洞763-1	敷地面積(562,929㎡)、建築面積(52,249㎡)、地下1層、地上6層、観覧席:42,477席	全州市
済州ワールドカップ競技場	済州特別自治道西帰浦市ぼふファンド914	敷地面積(130,412㎡)、建築面積(26,175㎡)、地下1層、地上5層、観覧席:42,256席	済州市

出典: <http://www.sisul.or.kr/sub04/> より作成